

①大槌町防災会議

1 大槌町防災会議条例

昭和38年10月1日
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大槌町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例20号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大槌町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成23年条例4号・25年20号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (2) 町の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (3) 岩手県知事部局内の職員のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (4) 岩手県警察官のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (5) 釜石・大槌地区行政事務組合の消防職員のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (6) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 12人以内
 - (7) 教育長及び教育次長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (10) 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (11) 公共的団体の職員及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者 6人以内
 - (12) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (13) その他町長が必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成8年条例20号・10年2号・18年4号・25年20号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月16日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前こした行為に対する大槌町火災予防条例の罰則の適用については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成12年3月13日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月9日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 大槌町防災会議運営規程

大槌町防災会議運営規程

昭和44年4月1日
訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、大槌町防災会議条例（昭和38年条例第13号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、大槌町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 防災会議は、会長（会長に事故があるときは、その指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

②大槌町の概況

1 災害記録

(1) 火災

(1/2)

番号	年	代	記 録
1	1741	寛保1	正月1日八日町舩屋理兵衛宅より出火大火となる。八日町49軒、向川原7軒、四日町2軒焼ける。右の火付犯人付長七は引き廻しの上大槌川原で磔となる。火災後代官戸来源左衛門出張して四日町、八日町両町の街路に防火用中堰を完成する。(梅荘見聞録)
2	1761	宝暦11	正月15日、八日町舩屋理兵衛宅より出火38軒類焼、飛火で江岸寺を全焼。
3	1786	天明6	3月9日夜、大念寺自火により全焼する。(東梅社見聞録)
4	1799	寛政11	11月16日夜、八日町大常陸屋長三郎厩より出火、70戸類焼する。(梅荘見聞録)
5	1803	享和3	甲子村大松より大槌まで又両石、白浜にも山火事あり大騒。
6	1816	文化13	5月26日巳刻(午前10時頃)安渡弥助より出火大火となる。表軒23軒、表通り21軒焼失、潰家3軒、戸数にして72戸類焼。
7	1825	文政8	3月18日夜、江岸寺小屋より出火、庫裏へ類焼のところ、数百人集まり、大事に至らず消し止めた。
8	1829	文政12	2月28日夜向川原水上屋万右エ門飴釜より出火、計183軒類焼する。
9	1836	天保7	12月18日夜五つ時向川原高田屋嘉八裏の厩より出火、9軒類焼する。
10	1841	天保12	12月4日夜四つ時釜石村門前の丑松宅より出火、140軒焼失。
11	1842	天保13	9月22日釜石村只越新屋敷より出火、大火となり120軒焼失。
12	1853	嘉永5	12月10日向川原長九郎分家菊松の厩より出火あり。(江岸寺年表)
13	1876	明治9	3月1日尾形十蔵宅より出火、大火となり300軒余焼失する。
14	1909	明治42	12月22日夜6時向川原大森一郎方より出火、311戸焼失。10時鎮火する。
15	1914	大正3	5月向川原に火災あり。21戸全焼、2戸半焼する。
16	1946	昭和21	12月28日午後11時50分頃向川原浜崎仙吉方より出火、北西の風瞬間風速20メートルにあおられ、住宅85戸、471名罹災、翌午前1時鎮火。
17	1950	昭和25	12月14日午前2時50分岩手県立大槌高校(四日町役場裏旧青年学校)より出火、校舎2棟、役場付属建物1棟、農業倉庫全焼。
18	1963	昭和28	11月21日午前3時四日町大槌町役場より出火、役場庁舎、大槌小学校、大槌保育所全焼。損害額7千万円。

番号	年	代	記 録
19	1967	昭和42	辺津ヶ沢山林大火災2日間燃える。約1143ha、損害額1,515万円。
20	1968	昭和43	3月6日深夜、三枚堂の山林から出火、峰伝いに町方の山に延焼、一時避難命令が出される。約77ha、損害額5,500万円。
21	1971	昭和46	5月12日13時55分、祝田山林火災、約38.2ha、損害額3,200万円。
22	1972	昭和47	3月18日午後4時10分新町住宅火災（原因は寝たばこによる） 焼死者1名
23	1976	昭和51	1月13日午前1時30分、栄町、白銀清所有アパート火災 焼死者3名
24	1983	昭和58	4月27日桜木町裏山山林火災 15時23分桜木町裏山山林より出火、強風注意報、異常乾燥注意報（継続）発令中、折からの突風により各所へ飛び火。 軽傷1人、住家被害1万円、農業施設被害1万円、林業関係被害110.91ha、36,082万円、学校被害3万円、総被害額36,087万円。
25	1986	昭和61	1月12日午後2時頃、大町住宅火災（原因 子供の火遊び） 焼死者1名
26	1992	平成4	3月1日午後9時4分 赤浜住宅火災 焼死者1名
27	1993	平成5	1月28日19時39分頃 赤浜住宅火災 焼死者1名
28	2001	平成13	5月19日19時、飛内山国有林火災約24ha焼失

(2) 大雨・洪水

(1/3)

番号	年	代	記 録
1	1247	宝治1	白鬚の大洪水県内被害甚大。(奥々風土記、邦内郷村誌)
2	1637	寛永14	6月23日より4日間大雨洪水となる。(気仙年表)
3	1653	承応2	諸国洪水。(遠野年表)
4	1683	天和3	3月21日大雨洪水となったが、11月21日より北風烈しく又古今に覚えぬ大風雨となり浦々大分破損の家を出す。(古近代伝記)
5	1707	宝永4	此の年5月、8月、9月洪水3回あり。(官職記)
6	1860	万延1	5月12日、6月10日とも雨月洪水。(釜石年表)
7	1948	昭和23	9月16日、アイオン台風の襲来に伴い、豪雨230mm、大槌川、小槌川増水、午後11時30分大石堤防並びに安渡橋左岸堤防決壊し、松の下、向川原、大須賀全戸床上浸水死傷者なし。
8	1965	昭和40	台風17号による豪雨のため約300戸床下浸水。
9	1972	昭和47	9月17日台風20号に伴う豪雨のため、大槌、小槌両川の13橋流失と30ヵ所に及ぶ堤防決壊
10	1979	昭和54	3月31日低気圧による暴風雨、波浪、最大風速35m記録 死者1名、軽傷者2名、住宅・倉庫の半壊、一部破損等被害あり
11	1979	昭和54	10月19日台風20号による暴風雨。 軽傷4人 家屋 住家一部破損1棟 50万円 床上浸水 101棟 352人、床下浸水 505棟 1,639人、倉庫等57棟 1,286万円 農業被害 農地 1,700万円 農業用施設 12,150万円 農作物被害 2,669万円 林道 8,000万円 総被害額 25,855万円
12	1980	昭和55	8月28日大雨、洪水。大槌川 80cm 小槌川 160cm 総雨量 228mm 国道45号線 吉里吉里3丁目地内で土砂崩れ
13	1981	昭和56	8月23日台風15号による暴風雨。 家屋 住家一部破損1棟10万円 床上浸水4棟13人 床下浸水87棟 312人 非住家30棟92万円 農業関係被害 62,060万円 土木関係被害 58,550万円 水産関係被害 2,493万円 総被害額 123,205万円
14	1981	昭和56	9月27日低気圧による大雨、洪水。 家屋 住家一部破損20棟 48人 20万円 床下浸水 176棟 605人53万円 非住家20棟80万円 農業関係被害 田畑の冠水等 7.63ha 42万円 頭首工 2カ所 2,800万円 その他30万円 総被害額 3,025万円

番号	年	代	記 録
15	1982	昭和57	4月16日低気圧による大雨、洪水。雨量 175mm 最大雨量 350mm (新山) 家屋 住家床上浸水 2棟 5人 6万円 床下浸水59棟213人 59万円 一部破損 2棟 8人 90万円 農業関係被害 田の冠水 21ha 2,378 万円 土木関係被害 町道 道路決壊15ヶ所 8,840万円 総被害額 11,373万円
16	1982	昭和57	8月30日大雨、洪水。 家屋 住家床上浸水22棟56人 22 万円 床下浸水 253棟 989人 76万円 住家以外の建物 139棟31万円 農業関係被害 田畑 146.22ha 農道林道等25ヶ所 6,240万円 土木関係被害 土木施設被害21ヶ所 4,183万円 その他の被害 134万円 総被害額 10,686万円
17	1982	昭和57	9月12日台風18号 雨量 107mm (12日102.5 mm、13日4.5 mm) 最大雨量 145mm (新山) 家屋 住家床下浸水47棟 177人 住家以外の建物 7棟 (床下 2, 床上 5) 農業関係被害 農作物2.22 ha 481万円 土木関係被害 護岸決壊 2箇所 250万円 橋梁決壊 1箇所 200万円 総被害額 931万円
18	1983	昭和58	7月5日から7月6日低気圧による大雨。 土木関係被害 道路 21,800千円 総被害額 21,800 千円
19	1983	昭和58	8月19日台風5号による大雨。 家屋 非住家1棟 床上浸水 土木関係被害 河川 14,200千円 道路 85,400千円 総被害額 99,600千円
20	1984	昭和59	4月20日低気圧による大雨・洪水。 農業関係被害 共同利用施設8棟 740千円 土木関係被害 道路 26,900千円 総被害額 27,640千円
21	1985	昭和60	6月30日から7月1日台風6号による大雨・強風 土木関係被害 道路 28,600千円 総被害額 28,600千円
22	1986	昭和61	8月5日台風10号による大雨。 家屋 住家一部破損1棟 1,200千円 床上浸水5棟 30千円、床下浸水 154棟 154千円 農業被害 農業用施設 20,000 千円 農作物被害 643千円 林業施設 2,000千円 森林 939千円 土木被害 河川 444,100 千円 道路 96,000千円 商工関係被害 8,650 千円 総被害額 573,716千円

番号	年	代	記 録
23	1988	昭和63	8月29日から30日低気圧による大雨 土木関係被害 道路 155,250千円 総被害額 155,250千円
24	1989	平成元	8月27日から30日台風17号による大雨 農業被害 農作物被害 3,008千円 土木被害 道路 32,425千円 総被害額 35,433千円
25	1990	平成2	11月4日から5日低気圧による大雨 家屋 床下浸水 20棟 農業被害 農業用施設 10,900千円 農地 126,064千円 土木被害 河川・道路 140,300千円 総被害額 277,264千円
26	1990	平成2	11月30日から12月1日台風28号による大雨 家屋 一部破損 1棟 床上浸水 1棟、床下浸水 85棟 非住家 7棟 林業被害 林道 2,000千円 土木被害 道路 2,000千円 総被害額 4,000千円
28	1991	平成3	9月19日から20日台風18号による大雨。 土木被害 河川 7,700千円 道路 36,000千円 総被害額 43,700千円
29	1993	平成5	6月3日から4日大雨・洪水。 農業関係被害 農業用施設 4,000千円 農地 10,000千円 土木関係被害 河川 6,200千円 道路 86,000千円 総被害額 106,20千円
30	1994	平成6	9月15日から16日秋雨前線による大雨 家屋 床上浸水 4棟、床下浸水 65棟、非住家10棟 4,484千円 農業関係被害 農地 6,000千円、水路 38,000千円、農道 18,000千円 農業用施設 5,000千円 農作物 12,000千円 林業施設 林道 25,000千円 土木関係被害 河川 62,400千円 道路 98,200千円 総被害額 269,084千円
31	1994	平成6	9月30日台風26号による大雨 家屋 床上浸水 4棟、床下浸水 54棟、非住家 26棟 3,905千円 農業関係被害 農地 5,200千円、水路 2,000千円、農道 8,300千円 農業用施設 29,600千円 林業施設 林道 81,400千円 土木関係被害 河川 27,400千円 道路 52,400千円 総被害額 210,205千円

(3) 地震・津波

(1/2)

番号	年	代	記 録
1	1614	慶長19	10月28日午後2時頃、三陸大津波溺死の人3,000人（陸中沿岸史）
2	1616	元和2	10月28日八日町市日に津波、古明神まで侵入する。（古城、官職記）
3	1677	延宝5	3月12日夜大地震で大汐寄せその月中騒動する。（古近代伝記官職記）
4	1703	元禄16	11月22日午後10時ころ大地震あり、大騒ぎする。
5	1751	宝暦1	5月2日昼2時頃大汐7度小汐5度（津波）あり暮6時頃汐が引く人畜に被害はなかったが四日町、八日町、向川原海のごとくと見える。（これに地震の記録はないが、中央気象台の調査の結果5月2日（大陰暦）太陽暦になおしてみれば、前日現在のチリに地震津波の記録あり。昭和35年5月24日のチリ地震津波と同じか）
6	1774	安永3	5月3日、津波大地震地割れあり。（宮古、遠野年表）
7	1793	寛政5	1月7日正午頃大地震3回、大津波となり、蓬萊島の上を越し大槌町内裏通り垣根まで浪押し。その後も毎日2、3回地震があり、浪も7日程押し、海岸の者山に移る。大槌浦船3艘行方不明、2艘破損。安渡海手の家少なからず破損。
8	1856	安政3	7月23日中津波家屋流失大槌の被害不明（宮古年表）
9	1896	明治29	6月15日（旧5月5日）午後8時20分津波あり総戸数1,172戸のうち526戸罹災、総人口7,027名のうち599名死亡
10	1931	昭和6	今晩県下一帯強震あり、下閉伊郡小国村及び上閉伊郡金沢村に亀裂断層を生じ、石垣崩壊木炭破壊その他被害あり。
11	1933	昭和8	3月3日未明大地震あり、死者39名、行方不明23名、住宅被害（倒壊225、流失397、床上浸水201、床下浸水122）地震規模M8.3
12	1960	昭和35	5月24日午前4時前後から三陸沿岸一帯に大津波あり 住家被害（全壊36、半壊187、流失44、床上浸水345）罹災者数6,542名 震源地チリ
13	1964	昭和39	3月28日12時44分、東北地方各地に顕著な遠地地震が記録された。この地震の震央はアラスカ南方近海でこの地方の被害は地震津波の被害甚大であった。この地震に伴った大津波は地震発生後約7時間、28日19時40分東北地方太平洋岸に達し、4月1日まで2mから3mの津波を記録した。地震規模M8.2
14	1968	昭和43	5月16日午前9時40分十勝沖地震津波（1.5～3.5m）漁船、漁具、養殖施設等約3億円の被害
15	1978	昭和53	6月12日午後5時15分地震発生。震源地宮城県沖100km、深さ40km、M7.5。東北太平洋沿岸に津波警報発令（17時21分）最高潮位90cm

番号	年	代	記 録
16	2003	平成15	<p>5月26日午後18時37分地震発生。</p> <p>震源地宮城県沖20km 深さ60km M7.0 津波無し。</p> <p>軽傷者1名 住家一部損壊 57棟 7,270千円</p> <p>非住家 26棟 3,900千円 農業施設等被害 3,000千円</p> <p>林業施設被害 2,100千円 漁業関係被害 30,500千円</p> <p>土木被害3,000千円 学校被害605千円</p> <p>医療施設被害 400千円 商工関係被害 340千円</p> <p>被害総額51,115千円</p>
17	2010	平成22	<p>2月28日午後3時34分地震発生。</p> <p>震源地南米チリ 深さ約35km M8.8</p> <p>町潮位観測システム 1.45m観測</p> <p>養殖施設 75,199千円</p> <p>水産物 42,125千円 被害総額 117,324千円</p>
18	2011	平成23	<p>3月11日午後2時46分地震発生。</p> <p>震源地宮城県沖 M9.0 深さ24km</p> <p>死者853名 行方不明者431名(平成26年1月31日時点 関連死含む)</p> <p>住家 全壊3,092棟 大規模半壊502棟 半壊123棟 一部損壊161棟(平成26年1月31日時点)</p> <p>非住家 全壊18棟 大規模半壊2棟 半壊1棟 (大槌町被災概要復興編 平成25年5月1日)</p> <p>水産業被害 5,127,926千円 農業被害 610,000千円 林業被害 69,241千円</p> <p>商工業被害 8,867,745千円 観光業被害 384,607千円 役場庁舎等被害 9,555,102千円</p> <p>消防施設等被害 427,364千円 道路・海岸等被害 48,181,244千円</p> <p>上水道施設被害 61,932千円 学校被害 3,044,796千円</p> <p>社会教育施設被害 284,140千円 社会福祉施設被害 136,660千円</p> <p>被害総額76,750,757千円(復興基本計画平成23年12月)</p>

③高潮・津波災害予防に関する計画

1 海岸保全区域指定延長調

平成22年4月現在

所管別	地区海岸名	海岸延長	指定済延長	備考
水産庁	大槌地区	6,770 m	4,709 m	
	吉里吉里地区 (浪板地区含)	3,910 m	1,301 m	

(大槌町農林水産課水産班)

2 海岸防潮堤設置一覧

平成22年4月現在

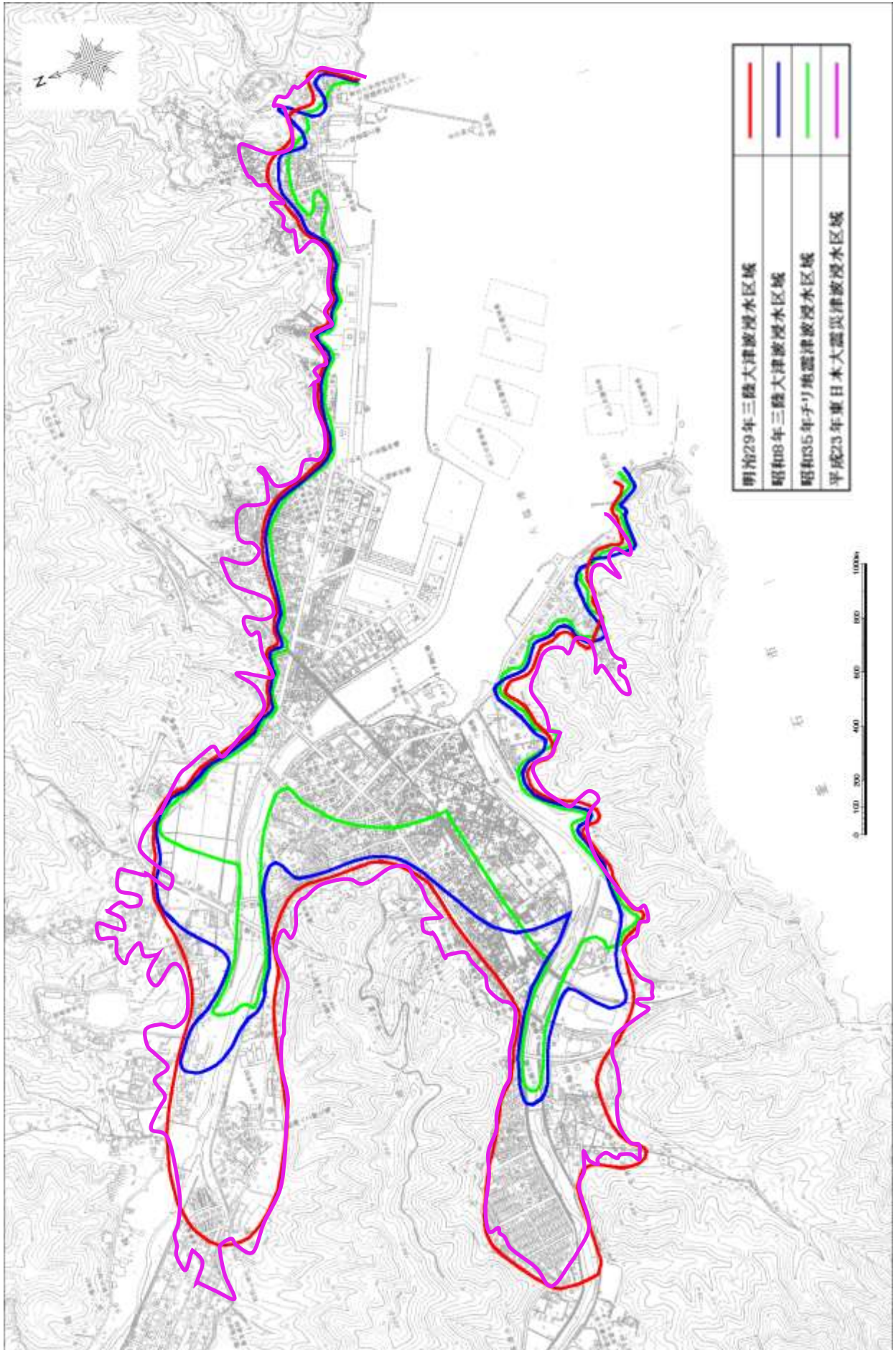
市町村	所管別	地区名	堤防延長	堤高 (T・P)	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	扉門		
大槌町	水産庁	吉里吉里地区	701.6m	6.30	4	6	昭35～37 昭51～57	県
		大槌地区	2,631.34m	4.35 4.30 6.40	3	22	昭36～46 昭49～ 平19～	〃

※ ただし、東日本大震災津波により全て破堤。平成26年2月時点で未復旧。

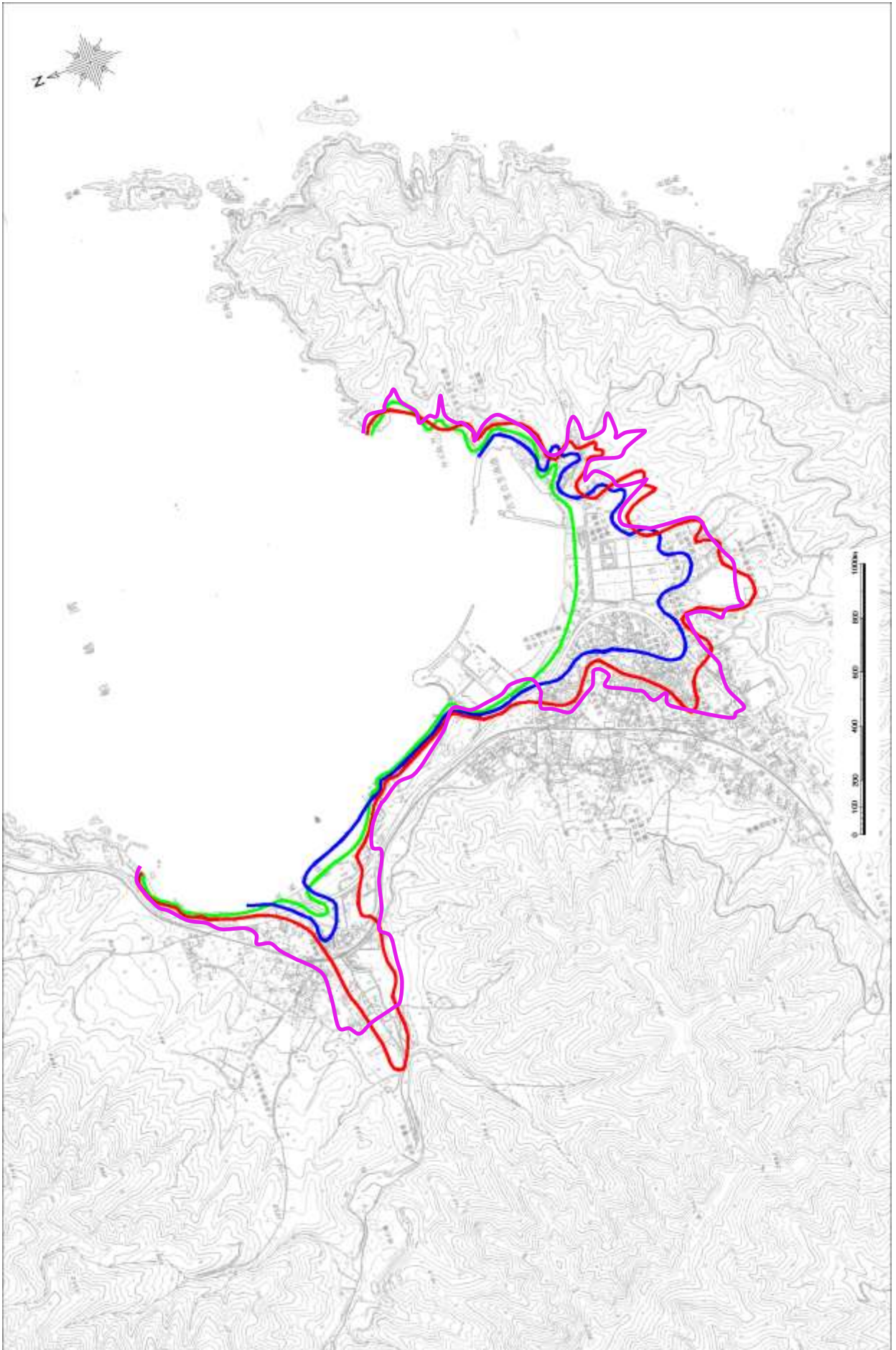
(大槌町農林水産課水産班)

3 過去の津波による浸水区域

過去の津波浸水区域図 1



過去の津波浸水区域図 2



④土砂崩壊災害予防計画

1 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所 (自然)

(平成12年4月現在)

崩壊危険区域名	所在地	指定面積 (ha)	保全人家 戸数 (戸)	地形の状況			指定年月日
				勾配	長さ	高さ	
安渡(1)	大槌町安渡大字大槌	0.35	30	60	95	20	52. 2.18
桜木町(1)	〃 桜木町大字小鎚	2.08	50	65	350	40	〃
上町(1)	〃 上町大字小鎚	1.03	26	60	240	30	〃
本町	〃 本町 32地割 小鎚	1.97	44	60	334	10~35	57. 6. 1
安渡	〃 大槌安渡	0.59	22	63~73	129.4	20	61. 7. 4
赤浜	〃 吉里吉里第22地割	0.13	5	45~70	25	16	H元. 3. 7
末広町	〃 末広町	0.28	10	50	65	26	H2. 1.23
上町(2)	〃 上町~小鎚第32地割金崎	0.94	9	63	145	28	H2.12.18
安渡	〃 安渡三丁目	0.76	13	30~61	156	15~38	H9. 9. 9
吉里吉里	〃 吉里吉里二丁目	0.23	6	53	100	7.2~10.9	H9. 9. 9
安渡(その2)	〃 安渡三丁目	0.02		20~35	91	16~45	H11.6. 8

(岩手県水防計画)

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所 (自然斜面)

(平成12年4月現在)

箇所名	位置				人家 (戸)	公共的建物		危険度	摘要
	郡市	町村	大字	小字		種類	数		
桜木町(2)	上閉伊郡	大槌町	桜木町		27			B	
本町	〃	〃	本町		20	交番	1	A	
末広町	〃	〃	末広町		15			A	
安渡(2)-1	〃	〃	安渡	2丁目	24			A	
安渡(2)-2	〃	〃	〃	〃	9	保育所		A	
安渡(2)-3	〃	〃	〃	3丁目	11			A	
安渡(2)-4	〃	〃	〃	〃	12			A	
安渡(2)-5	〃	〃	〃	〃	9			A	
吉里吉里	〃	〃	吉里吉里		12			A	
赤浜	〃	〃	赤浜	2丁目	13			B	
安渡(3)-1	〃	〃	安渡	3丁目	17			A	

(岩手県水防計画)

2 危険溪流箇所

(1) 小槌川水系小槌川

溪流名	所在地	危険度	人家戸数	人口	耕地面積	移動可能土砂数量	流域面積	溪流長	最急溪床勾配	公共施設
徳並の沢	徳並	A	10	33	6.9		0.19	0.57	19	
徳並の沢(2)	徳並	B	6	20	5.4		0.10	0.29	33	
一の渡沢	一の渡	A	5	17	1.0		0.75	1.07	39	
一の渡沢(2)	一の渡	A	8	30	—		0.29	0.64	26	
一の渡沢(3)	一の渡	B	9	30	—		0.10	0.45	18	
一の渡沢(4)	一の渡	A	6	20	—		0.06	0.32	51	
蕨打直の沢	蕨打直	A	13	43	—		0.50	0.84	26	
蕨打直の沢(2)	蕨打直	A	8	26	0.5		0.13	0.37	33	
蕨打直の沢(3)	蕨打直	A	6	20	—		0.14	0.48	32	
三枚堂の沢	三枚堂	B	6	20	—		0.39	0.71	18	
白沢	白沢	A	16	53	0.5		0.92	1.49	33	集会所
白沢(2)	白沢	A	8	26	1.3		0.16	0.85	39	
寺野の沢	寺野	A	10	33	1.0		0.43	1.05	33	集会所
上町の沢	上町	A	11	36	—		0.06	0.23	19	
上町の沢(2)	上町	B	20	66	—		0.06	0.33	19	集会所
上町の沢(3)	上町	A	55	132	—		0.09	0.41	24	学校・集会所

(2) 大槌川水系大槌川

溪流名	所在地	危険度	人家戸数	人口	耕地面積	移動可能土砂数量	流域面積	溪流長	最急溪床勾配	公共施設
戸沢	戸沢	A	6	20	0.6		4.30	2.71	26	
中山沢	中山	A	5	17	—		1.32	1.95	45	公民館
下屋敷の沢	下屋敷	A	7	23	0.3		0.08	0.40	39	公民館
大ヶ口の沢	大ヶ口	A	6	20	0.9		0.10	0.36	45	
屋敷の沢	源水	A	10	33	—		0.19	0.50	26	
末広町の沢	末広町	B	22	73	—		0.02	0.18	19	公民館
沢山の沢	沢山	A	35	116	1.3		0.90	1.10	20	
夏本の沢	夏本	A	16	53	1.2		0.60	0.90	18	
夏本の沢(2)	夏本	B	10	33	0.2		0.12	0.42	19	
安渡の沢	安渡一丁目	B	15	50	—		0.08	0.52	17	集会所

(3) 残余水系

溪流名	所在地	危険度	人家戸数	人口	耕地面積	移動可能 土砂数量	流域面積	溪流長	最急溪床 勾配	公共施設
小枕の沢	小枕	B	26	86	—		0.03	0.17	14	
小枕の沢(2)	小枕	B	20	66	—		0.03	0.16	22	
小枕の沢(3)	小枕	B	27	89	—		0.06	0.25	14	
安渡の沢(2)	安渡二丁目	B	56	185	0.3		0.20	0.65	19	学校
安渡の沢(3)	〃	B	65	215	0.8		0.05	0.27	29	学校
安渡の沢(4)	安渡三丁目	B	32	106	—		0.07	0.31	13	
安渡の沢(5)	〃	B	18	59	—		0.07	0.36	14	
赤浜の沢	赤浜一丁目	A	55	182	—		0.12	0.57	30	学校
赤浜の沢(2)	赤浜二丁目	B	32	106	—		0.06	0.30	19	学校
赤浜の沢(3)	〃	B	29	96	—		0.11	0.44	14	学校
吉里吉里の沢	吉里吉里三丁目	B	8	26	0.3		0.09	0.36	19	
吉里吉里の沢(2)	吉里吉里三丁目	B	24	79	0.7		0.04	0.27	18	
吉里吉里の沢(3)	吉里吉里四丁目	A	14	46	—		0.16	0.65	24	
吉里吉里の沢(4)	〃	B	30	99	—		0.02	0.18	45	駅
吉里吉里の沢(5)	〃	A	30	99	—		0.11	0.52	19	駅
吉里吉里の沢(6)	〃	B	63	208	—		0.07	0.42	35	
吉里吉里の沢(7)	〃	A	68	224	0.1		0.03	0.23	19	
吉里吉里の沢(8)	〃	B	21	69	—		0.03	0.22	24	
浪板の沢	浪板	B	36	119	0.1		0.08	0.56	14	駅
浪板の沢(2)	浪板	B	36	119	0.2		0.19	0.86	26	駅・集会所
浪板の沢(3)	浪板	B	10	33	0.2		0.04	0.31	19	学校・児童館
浪板の沢(4)	浪板	B	14	46	0.5		0.13	0.60	24	

3 山地災害危険箇所

(1) 崩壊土砂流出 (1/2)

沿岸広域振興局農林部 (平成25年度)

危険地区番号		危険区分	位 置			危険地区面積 (ha)	保 全 対 象				備 考
市町村	地区		町	大 字	字		家 屋	道 路	公共施設	その他	
42	1	崩壊土砂流出	大槌町	吉里吉里	浪 板	0.99	38	町 道			
42	2	"	"	大 槌	赤 浜	0.18	37	県 道			
42	3	"	"	"	"	0.33	68	"	1		
42	4	"	"	"	安 渡	0.30	24	"			
42	5	"	"	"	"	0.24	12	国 道			
42	6	"	"	本 町		0.24	48	"	1		
42	7	"	"	大 槌	沢 山	0.99	14	町 道			
42	8	"	"	"	"	1.56	26	"	1		
42	9	"	"	金 沢	前 短	3.60	2	県 道			
42	10	"	"	"	高清水	0.81	5	"			
42	11	"	"	"	対 間	0.99	3	"			
42	12	"	"	"	金 沢	0.81	2	"			
42	13	"	"	大 槌	姥ヶ沢	0.48	2	町 道			
42	14	"	"	小 鎚	三枚堂	0.81	6	県 道			
42	15	"	"	"	蕨打直	1.20	29	"	1		
42	16	"	"	"	一の渡	0.63	8	"			
42	17	"	"	"	札 場	1.08	5	"			
42	18	"	"	"	種 戸	3.00	6	町 道			
42	19	"	"	"	一の渡	1.56	6	"			
42	20	"	"	"	白 沢	1.32	25	"			
42	21	"	"	"	寺 沢	0.72	16	"	1		
42	22	"	"	"	曾 根	0.45	2	県 道	1		
42	23	"	"	金 沢	沢 上	1.32	5		1		
42	24	"	"	小 鎚	蕨打直	0.54	7	町 道	1		
42	25	"	"	"	生井沢	1.35	63	"			
42	26	"	"	"	徳 並	0.45	13	町 道			
42	27	"	"	"	中 村	1.80	1	"			
42	28	"	"	大 槌	柁 内	1.80	5	県 道			

(1) 崩壊土砂流出 (2/2)

危険地番号		危険区分	位 置			危険地 区面積 (ha)	保 全 対 象				備 考
市町村	地区		町	大 字	字		家 屋	道 路	公共施設	その他	
42	29	〃	〃	金 沢	長 井	0.12	2	町 道			
42	30	〃	〃	金 沢		0.30		農 道			
42	31	〃	〃	〃		0.72	24	県 道	1		
42	32	〃	〃	大 槌	郷ノ口	0.32	3	県 道			
42	33	〃	〃	小 鎚	中 村	0.72		町 道			
42	34	〃	〃	〃	三枚堂	0.12	1	町 道			
42	35	〃	〃	〃	第19地割	0.24	1	〃			
42	36	〃	〃	〃	第32地割	0.02	14	国 道	1		
42	37	〃	〃	金 沢	種戸口	0.12	2	県 道			
42	38	〃	〃	吉里吉里	弁 天	0.18		町 道	1		
42	39	〃	〃	大 槌	白 銀	1.50	3	〃			
42	40	〃	〃	〃	宮の口	2.10	1	〃			
42	41	〃	〃	金 沢	滝 野	0.18	3	県 道			
42	42	〃	〃	〃	第39地割	0.09		林 道			
42	43	〃	〃	〃	水無沢	0.30	4	県 道			
42	44	〃	〃	〃	安瀬の沢	0.60	8	町 道			
42	45	〃	〃	小 鎚	長 井	0.24	3	県 道	1		
42	46	〃	〃	大 槌	渋 梨	0.39	5	〃			
42	47	〃	〃	〃	柁 内	0.36	5	〃			
42	48	〃	〃	〃	姥ヶ沢	0.49	2				
42	49	〃	〃	小 鎚	高清水	0.20	2	町 道			

(2) 山腹崩壊危険箇所

危険地番号		危険区分	位 置			危険地 区面積 (ha)	保 全 対 象				備 考
市町村	地区		町	大 字	字		家 屋	道 路	公共施設	その他	
42	1	山腹崩壊	大槌町	大 槌	大ヶ口	3	66	町 道			
42	2	〃	〃	〃	大石前	2	18	〃	1		
42	3	〃	〃	〃	安 渡1	3	63	〃			
42	4	〃	〃	〃	安 渡2	2	35	〃			
42	5	〃	〃	〃	赤 浜1	2	45	県 道			
42	6	〃	〃	〃	赤 浜2	3	26	〃	1		
42	7	〃	〃	末 広		2	182	〃			
42	8	〃	〃	本 町		6	32	国 道	1		
42	9	〃	〃	桜木町	祝 田1	2	60	県 道	1		
42	10	〃	〃	〃	祝 田2	4	107	町 道			
42	11	〃	〃	小 鎚	小 枕1	2	45	〃			
42	12	〃	〃	〃	小 枕2	3	16	〃			
42	13	〃	〃	金 沢	中 山	4	3	県 道			
42	14	〃	〃	吉里吉里	弁 天	1	10	〃			
42	15	〃	〃	〃	小久保	1	1	国 道			
42	16	〃	〃	〃	戸 鼻	1	4	県 道			
42	17	〃	〃	〃	浪 板	1		国 道			
42	18	〃	〃	大 槌	小又口	1					

⑤水害予防計画

1 主要河川の流況

(平成3年版 大槌町統計書)

名称	流路延長	流路延長	摘要	指定年月日
大槌川	12.5 km	111.5 km ²	2級河川	12. 2. 1
小鎚川	11.8 km	58.9 km ²	〃	12. 2. 1

2 準用河川の指定状況

(平成3年版 大槌町統計書)

水系名	河川名	区間距離 (km)	指定区間		指定年月日
			起点	終点	
浪板川	浪板川	1.20	大槌町吉里々々第9地割57番の13地先浪板砂防ダム(下流端)	河口	50. 3.27
沢山沢川	沢山沢川	2.12	町道沢山1号線2号橋(上流端)	河口	50. 3.27
大槌川	大槌川	15.10	大槌町金沢第1地割3番41の3地先戸沢砂防ダム(下流端)	2級河川大槌川上流端	50. 3.27
大槌川	源水川	0.33	町道ふ化場第2源水橋(上流端)	2級河川大槌川への合流点	50. 3.27
大槌川	柁内川	0.73	町道柁内2号線1号橋(上流端)	2級河川大槌川への合流点	50. 3.27
大槌川	宮沢川	1.33	大槌第6地割151番の2の3(下流端)	2級河川大槌川への合流点	50. 3.27
大槌川	安瀬の沢川	3.21	町道安瀬の沢川線4号線(上流端)	大槌川への合流点	50. 3.27
大槌川	折合沢川	1.49	坂内沢川合流点	大槌川への合流点	50. 3.27
小鎚川	小鎚川	14.63	房間沢川合流点	2級河川小鎚川合流点	50. 3.27
小鎚川	種戸川	3.91	町道種戸線一の橋(上流端)	2級河川小鎚川合流点	50. 3.27
大槌川	大ヶ口川	1.00	大ヶ口1丁目175番地の52	準用河川大槌川への合流点	54. 3. 1
大槌川	戸沢川	0.50	金沢第6地割1番の2地先(治山砂防ダム下流30.0m地点)	準用河川大槌川への合流点	54. 3. 1
小鎚川	臼沢川	0.37	小鎚第20地割82番の内10地先	準用河川大槌川への合流点	56. 7.15
大槌川	小枝ヶ沢川	0.36	小鎚第24地割字夏本33番地先	準用河川沢山沢川への合流点	61.10. 7
小鎚川	寺野沢川	0.61	小鎚第23地割字雲南128番9地先	準用河川小鎚川への合流点	61.10. 7
計		46.89			

3 重要水防箇所調書

(平成25年度岩手県重要水防箇所調書より)

河川名	管 理	地 区 名	左 右 岸	評 価 種 別	図 面 番 号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法	関 連 市 町 村	
						堤防A(m)	(他の評価と重複)	工作物A(箇所)	堤防B(m)	(他の評価と重複)	工作物B(箇所)	新堤防・旧河川(m)	工事施行・破堤跡・陸開(箇所)			
<沿岸広域振興局土木部管内>																
大槌川	県	JR山田線大槌橋梁		工作物 橋梁	釜1			1								大槌町
大槌川	県	安渡橋		工作物 橋梁	釜2			1								大槌町
大槌川	県	桑畑～八幡	左	堤防高 無堤	釜3	700						300		積土のう工	大槌町	
大槌川	県	屋敷～大ヶ口	右	堤防高	釜4		(1,300)							積土のう工	大槌町	
大槌川	県	屋敷～大ヶ口	右	漏水	釜5	1,300								月の輪工	大槌町	
大槌川	県	八幡～渋梨	左	堤防高	釜6				1,850					積土のう工	大槌町	
大槌川	県	渋梨～姥ヶ沢	右	堤防高	釜7				2,300					積土のう工	大槌町	
大槌川	県	宮口～白銀	右	堤防高	釜8				2,200					積土のう工	大槌町	
大槌川	計					2,000	(1,300)	2	6,350	(0)	0	0	0			
小槌川	県	桜木町	左	漏水	釜1	600								月の輪工	大槌町	
小槌川	県	寺野～白沢	右	堤防高	釜2				1,100					積土のう工	大槌町	
小槌川	県	三枚堂	左	堤防高	釜3				1,600					積土のう工	大槌町	
小槌川	県	山岸～中村	右	堤防高	釜4				1,000					積土のう工	大槌町	
小槌川	計					600	(0)	0	3,700	(0)	0	0	0			

⑥防災知識の普及及び自主防災組織の育成計画

1 自主防災組織の現状

No	名 称	結成年月日	組織数(世帯)
1	桜木町自治会防災防犯部	S45	387
2	吉里吉里二丁目町内会自主防災事業部	H14.5	191
3	源水自主防災会	H16.7	128
4	浪板地区自主防災会	H17.1	165
5	安渡町内会自主防災事業部	H17.5	385
6	吉里吉里四丁目若葉会町内会自主防災部	H17.5	303
7	吉里吉里三丁目なぎさ会	H17.11	172
8	赤浜自主防災会	H20.2.	302
9	沢山自主防災会	H21.4.1	410
10	大ケロ団地自主防災会	H24.3	約300
計			2,743

(組織率50.8% H26.1月末世帯数 5,389世帯)

⑦活動体制

1 大槌町災害警戒本部設置要領

大槌町災害警戒本部設置要領

(制定 昭和61年7月1日)

(目的)

第1 この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速、かつ円滑に行うため、大槌町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報（海上に対する警報を除く。）又は津波注意報が発せられたとき。
- (2) 町の地域に震度4以上の地震が発生し、若しくは長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、総務課長が必要と認めるとき。

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 町の地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 県（釜石地方振興局）への報告に関すること。（警戒体制の状況、広報活動の状況、被害発生
の状況、応急対策の状況）
- (5) その他情報の収集等に関し必要な事項

(組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部職員をもって構成する。

- 2 本部長は総務課長を、副本部長は総務課長補佐をもって充て、本部職員は総務課職員のうちから本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務所)

第7 災害警戒本部の事務所は、総務課に置く。

(大槌町災害対策本部との関係)

第8 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、大槌町災害対策本部を設置するものとする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要領は、昭和61年7月1日から施行する。

2 大槌町災害対策本部条例

大槌町災害対策本部条例

昭和38年10月1日
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、大槌町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月13日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 大槌町災害対策本部規程

大槌町災害対策本部規程

平成8年12月25日
訓令第4号

[注] 平成17年5月から改正経過を注記した。

大槌町災害対策本部規程（昭和46年訓令第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本部（第3条—第7条）
- 第3章 現地災害対策本部（第8条）
- 第4章 配備体制（第9条—第14条）
- 第5章 災害情報（第15条）
- 第6章 雑則（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、大槌町災害対策本部条例（昭和38年条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定により、大槌町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織等）

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部及び班
- (2) 現地災害対策本部
- 2 本部の事務所は、大槌町役場内に置く。

第2章 本部

（災害対策副本部長及び災害対策本部員）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

- 2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、庁議等の運営に関する規程（昭和56年訓令第2号）第4条第2項に定める職員をもって充てる。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、町の職員のうちから本部員を指名することができる。
- 4 本部のその他の職員には、町の職員をもって充てる。
一部改正〔平成18年訓令7号・19年1号〕

（本部員会議）

第4条 災害対策副本部長（以下「本部長」という。）は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか、一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(部)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

- 2 部に部長及び副部長を置き、部長にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、副部長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(班)

第6条 部に、別表第2に掲げる班を置く。

- 2 班に班長を置き、班長は別表第2の右欄に掲げる職にある者を充てる。

(部及び班等の分掌事務)

第7条 部及び班の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

第3章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部)

第8条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を置く。

- 2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
 - (2) 災害応急対策を実施すること。
 - (3) 関係機関との連絡に関すること。
 - (4) その他本部長が特に命じること。

第4章 配備体制

(配備体制)

第9条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲
(1) 1号警戒配備	ア 気象警報（海上に対する濃霧警報、波浪警報及び風警報を除く。）が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 イ 長雨等により地面現象災害が多数発生する場合において、総務部長が必要と認める場合 ウ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、総務部長が特に必要と認める場合	総務課職員（火災時は、総務課、保健福祉課、水道事業所の各職員、避難所開設の場合は、各避難場所に配置されている職員）

(2) 2号警戒配備	ア 津波注意報が発表された場合 イ 町の地域に震度4の地震が発生した場合	全ての部長、総務課職員、避難所開設の場合は、各避難場所に配置されている職員
(3) 1号非常配備	ア 特別警報が発表された場合 イ 相当規模の災害が発生した場合 ウ 津波警報が発表された場合 エ 町の地域に震度5弱又は5強の地震が発生した場合	全ての管理職、総務課職員、各避難路、避難所に配置されている職員
(4) 2号非常配備	ア 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合 イ 町の地域に震度6弱以上の地震が発生した場合	全職員

- 2 本部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

一部改正〔平成17年訓令1号・20年4号〕

(活動要領)

第10条 警戒配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、次の措置を講じる。

ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。

イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。

ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。

エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。

(2) 本部長は、状況に応じ本部員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

2 1号非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、前項第1号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。

(2) 本部長は本部員会議を直ちに開催し、状況に対応する措置を講じる。

(3) 総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

3 2号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(配備指令)

第11条 本部長は、第9条第1項に規定する配備基準に従い、各部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

2 各部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。

3 前項の指令を受けた職員は、各部長の定めるところにより、当該職員の所属公所、配置場所に参集し、又は自宅等で待機する。

(自主参集)

第12条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において第9条第1項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、所属公所、配置場所に参集する。

(緊急参集)

第13条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属公所等に参集できないときは、最寄りの避難所に参集する。

- 2 前項の場合において、当該職員は、参集先の避難所の責任者に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。
- 3 前項の規定による到着の報告を受けた避難所の責任者は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、総務部長に報告する。
- 4 避難所の責任者は、その後の事情により、第2項に規定する職員を所属公所に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属部長と協議の上、当該職員の移動を命じる。

(応援職員の配置)

第14条 各部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する班がある場合は、部内の他の班から応援職員を配置し、又は本部長に対し応援職員の派遣を要請する。

- 2 本部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合は、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

第5章 災害情報

(災害情報)

第15条 各部長は、各班から受けた災害情報を調査部長に報告する。

- 2 調査部長は、各部長から受けた災害情報を取りまとめ、総務部長に報告する。
- 3 総務部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種類		内容	報告先
被害情報	発生報告	被害発生直後に当該被害の概要を報告	沿岸広域振興局総務部
	中間報告	災害の規模及び状況が判明したときに随時報告	当該情報に係る事務を分掌する担当課
	決定報告	被害状況が確定し、災害応急対策が終了したときに報告	当該情報に係る事務を分掌する担当課
応急対策報告		被害情報と併せて、災害応急対策の内容及び進捗状況を報告	沿岸広域振興局総務部
その他の報告		上記以外の報告で、必要な事項について報告	沿岸広域振興局総務部

- 4 総務部長は、収集した災害情報のうち、主要なものについて本部長に報告し、必要と認めるものについては、次の措置を講じる。
 - (1) 本部員会議への付議
 - (2) 防災関係機関の長に対する通知

第6章 雑 則

(標識)

第16条 本部の職員が災害応急対策事務に従事するとき、又は災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等に別に定めがあるものを除き、別図の規格による腕章又は標識旗を着用する。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月16日訓令第1号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月19日訓令第2号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月30日訓令第7号)

この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月19日訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成18年7月1日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

全部改正〔平成20年訓令4号〕

本部に置く部並びに部長及び副部長

部	部長に充てる職	副部長に充てる職
総務部	総務部長	総務部次長 議会事務局長 総務課長 財政課長 監査委員室長
企画部	総合政策部長	総合政策課長
調査部	税務会計課長	税務会計課課税班長 税務会計課資産税班長 税務会計課収納班長 税務会計課出納班長
町民部	町民課長	町民課町民生活班長 町民課国保年金班長
福祉部	民生部長	被災者支援室長
産業部	産業振興部長	産業振興部次長 農林水産課長 商工労政課長 農業委員会事務局長
土木部	復興局長	復興推進課長 都市整備課長 用地建築課長 環境整備課長
水道部	水道事業所長	水道事業所業務管理班長
教育部	教育部長	学務課長 生涯学習課長 埋蔵文化財調査課長
消防部	消防課長	消防班長

別表第2（第6条関係）

全部改正〔平成20年訓令4号〕

部に置く班及び班長

部	班	班長に充てる職
総務部	総務1班	総務班長
	総務2班	職員班長
	情報班	情報システム管理班長
	財政班	財政班長
	輸送・管財班	管財班長
企画部	企画調整班	企画調整班長
調査部	調査班	課税班長
	出納班	出納班長
町民部	救護班	国保年金班長
	防疫班	町民生活班長
	食糧班	町民生活班長
	清掃班	清掃管理班長
福祉部	福祉班	地域福祉班長
	救護班	健康推進班長
	地域包括支援班	地域包括支援センター班長
産業部	農林班	農林班長
	水産班	水産班長
	商工班	商工班長
土木部	管理班	管理班長
	工務班	工務班長
	下水道班	下水道班長
水道部	調査班	業務管理班長
	給水施設班	工務班長

別表第3 (第7条関係)

全部改正 [平成20年訓令4号]

本部の部及び班の分掌事務

(1/4)

部	班名	分掌事項
総務部	総務1班	各部の行う防災対策の総合調整に関すること 防災会議に関すること 本部の庶務に関すること 防災機関との連絡調整に関すること 避難所の設置判断に関すること 応援隊の派遣要請に関すること 自衛隊の派遣要請に関すること 避難勧告・指示に関すること 防災行政無線の通信業務に関すること 災害救助法の適用判断に関すること 消防団活動の統制に関すること その他他部に属さない事項
	総務2班	職員の非常招集に関すること 非常通信に関すること 交通関係機関との連絡調整に関すること 避難車両の誘導、整理に関すること 被災地の交通に関すること 県本部に対する資材等の斡旋及び協力要請に関すること
	情報班	情報の取りまとめ及び伝達、報告に関すること 気象予報等の伝達に関すること 災害広報、記録に関すること
	財政班	応急対策予算の調整に関すること 物的応急公用負担命令並びに補償に関すること 災害関係物品の購入並びに受払に関すること
	輸送・管財班	緊急輸送車両の確保に関すること 輸送用燃料の確保並びに給油券の発行に関すること 町有財産の被害調査に関すること 町有車両の集中管理及び配車計画に関すること
企画部	企画調整班	渉外に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 輸送機関との連絡調整に関すること 従事命令に関すること
調査部	調査班	罹災証明の発行に関すること 災害の情報及び被害状況等の調査取りとめに関すること 被災納税者の取扱いに関すること (減免、徴収猶予)
	出納班	災害対策等の費用の経理に関すること 災害見舞金の出納保管に関すること 会計に関すること

町民部	救護班	生活必需物資の調達及び配分に関すること 被災者に対する他市町村在住者からの照会等の連絡・回答に関する こと 国民年金申請免除に関すること 世帯別の避難先の確認、登録に関すること 個人名気付援護物資の配達に関すること
	防疫班	防疫用資機材の確保に関すること 防疫に関すること し尿処理に関すること 防犯関係機関との連絡調整に関すること 遺体の埋葬許可に関すること
	食糧班	応急食料の調達供給に関すること 炊きだし給食に関すること
	清掃班	廃棄物処理に関すること
福祉部	福祉班	社会福祉施設の被害調査に関すること 生業生活資金の貸与に関すること 義援金の受付、配分に関すること 義援物資、町備蓄物資等の授受、配分に関すること ボランティア活動に係る連絡調整に関すること 緊急災害相談所等の設置、運営に関すること 福祉避難施設との連絡調整に関すること 災害時要援護者（指定居宅事業所利用者を除く）の安否確認に関する こと
	救護班	救護所の設置に関すること 医療機関並びに医療関係者の動員に関すること 患者の輸送及び看護に関すること 医療施設等の被害調査に関すること 医療薬品及び衛生材料の確保に関すること 保健活動に関すること 臨時予防接種の実施に関すること
	地域包括支援班	指定居宅事業所利用者の安否確認に関すること
産業部	農林班	農業種苗の確保、配分に関すること 被災農林家の災害融資に関すること 農林業関係被害調査に関すること 畜産応急対策の実施に関すること 病虫害の防除に関すること 農林関係の復旧資材の確保並びに応急工作に関すること へい獣処理に関すること
	水産班	漁家、水産被害調査に関すること 被害漁家の災害融資に関すること 在港船舶（漁船）対策に関すること 水産関係の応急復旧資材の確保に関すること 漁港施設の応急復旧資材の確保に関すること 緊急輸送用船舶の確保に関すること 流出油対策に関すること
	商工班	商工鉦、観光関係の応急復旧資材の確保に関すること

		被災商工鉦業者の災害融資に関すること 観光客対策に関すること 商工鉦、観光関係の被害調査に関すること 労務の供給に関すること
土木部	工務班	公共土木施設等の被害調査に関すること 応急復旧用資材の確保、調達、斡旋に関すること
	管理班	道路施設の保全及び交通制限に関すること 道路、河川、橋梁の応急対策及び障害物除去に関すること 国、県道管理機関との連絡調整に関すること 水防活動の実施に関すること 町営住宅及び公共建築物対策に関すること 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること 住宅情報相談窓口の設置に関すること 公園管理、都市計画施設の被害調査、復旧に関すること
	下水道班	公共下水道等の保全に関すること 都市下水路等の保全に関すること
水道部	調査班	上水道及び簡易水道区域の給水被害調査に関すること
	給水施設班	飲料水の確保、供給に関すること 上水道及び簡易水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること
教育部	総務班	学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 学用品及び教材等の調達、確保に関すること 災害時の応急教育に関すること 被災児童・生徒の被害調査及び応急対策に関すること 学校給食の実施に関すること 学校納付金等の減免措置に関すること
	施設班	社会教育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 文化財保護に関すること 避難所の開設に関すること 避難住民の誘導、受入れに関すること 避難住民の安全確保に関すること 備蓄物資の保管、使用に関すること 公民館、分館の被害調査及び応急復旧に関すること
消防部	消防班	火災警報の発表に関すること 情報の収集、伝達に関すること 非常通信に関すること 警戒区域設定に関すること 広域応援に係る連絡調整に関すること 消防施設等の被害状況調査に関すること 消防及び水防活動に関すること 避難の指示、誘導に関すること 救急、救助活動に関すること 行方不明者の捜索に関すること 防災上支障のある設備、物件の除去及び保安の指示に関すること 水門・扉門の閉鎖・開放に関すること

別図（第16条関係）

1 本部長腕章

	本 部 長	
	大槌町災害対策本部	

2 副本部長腕章

	副 本 部 長	
	大槌町災害対策本部	

3 部長腕章

	部 長	
	大槌町災害対策本部	

4 副部長腕章

	副 部 長	
	大槌町災害対策本部	

5 班長腕章

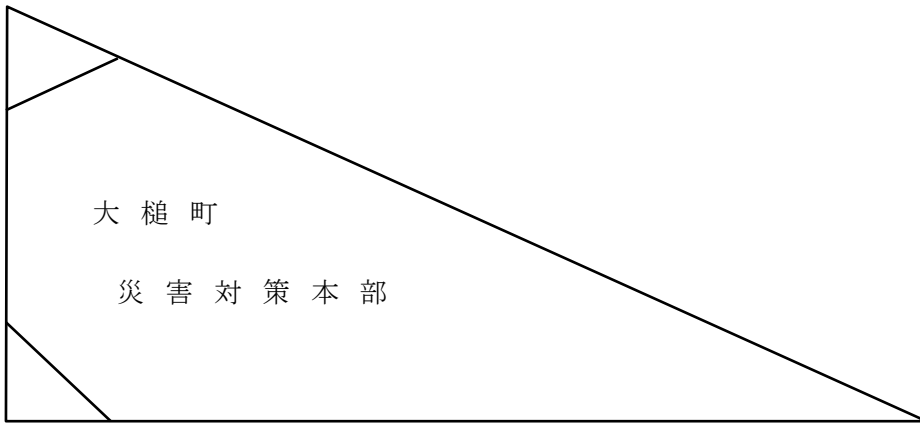
	班 長	
	大槌町災害対策本部	

6 班員腕章

大槌町災害対策本部		
-----------	--	--

備考

- 1 腕章の大きさは、幅10センチメートル、長さ40センチメートルとする。
- 2 1～5の腕章は、黄地に赤線とする。



備考 表示旗は、黄地に赤色の字を染め抜くものとする。

⑧通信情報計画

1 非常通話の取扱要領

水防法第20条の規定に基づき、洪水又は高潮に際し水の警戒及び防御のための連絡装置を内容とするもので警報発令以後は、水防の必要があると認められたとき以降、事態の解消するまで関係機関相互間の発受するものに限り非常扱通話として取り扱う。

- 1 通話の申し込みは、100番をダイヤルし「非常扱通話」と告げる。
- 2 非常扱通話の接続に当たり、相手の電話が通話中のときは、交換取扱者が、その通話中の通話に割り込み当通話を切断して接続することがあります。
- 3 通話のふくそう状況に応じ、通話時間が制限されることもあります。
- 4 その他の取扱いは、100番通話の取扱いと同様です。

〈参考〉

電気通信事業法（昭和59年12月・法律第86号）第8条

電気通信事業法施行規則（昭和60年4月・郵政省令第25号）

第5章・第55号～第56号

電話サービス契約約款（昭和60年4月・電経本第2号）

第8章・第一節

第三節第106条～第112条等

2 専用通信施設の設置状況（町）

設置場所	施設の名称 (呼出名称)	基地、中継、 固定、移動 の別	無線機		通信の 方式	電波の 型式	周波数 MHz	設 置 (常置場所)	通信管理者	使用目的
			出力	台数						
大 槌 町	ぼうさいおおつちやくば	固定局	1W	1台	単信	F3E	63.56	中央公民館	総務課長	防災行政用
	ぼうさいおおつちこうほう	固定局	10	1	〃	〃	69.165	大槌町役場	〃	〃
	ぼうさいおおつち1～50	移動	1W	50	単信	G1C～E	260	大槌町役場他	〃	〃
	920Mhz無線電話	固定		17	単信		920	大槌町役場他	〃	〃
水道事業所 大槌町	すいどうおおづち	基地局	5	1	〃	〃	152.17	水道事業所	水道事業所長	水道事業用
	すいどうおおづち1～3	陸上 移動局	5	3	〃	〃	152.17	〃	〃	〃

3 被害状況の判定基準

- ・ 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全焼、全壊 流失	住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%に達した程度のもの	
	半壊、半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの	
田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の損害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法による1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明になったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

- ・ 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で全壊、半壊程度の被害をうけたものをいう。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害をうけた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

4 災害情報の種類

- ・ 災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
被害情報	発生報告	被害発生直後にその概要を報告するもの	様式1 防災行政無線 (音声、FAX)
	中間報告	被害の規模及びその状況が判明したとき、随時、報告するもの	様式2 ~22 防災行政無線 (音声、FAX) 及び電話
	決定報告	被害状況が確定し、災害応急対策が終了したときに報告するもの	様式2 ~22 文書
応急対策報告	発生報告と併せて、災害応急対策の内容とその進捗状況を報告するもの	様式1 防災行政無線 (音声、FAX)	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式 文書	

⑨交通確保・輸送計画

1 緊急輸送道路

(復興事業の完了にあわせて修正予定)

2 町内主要事業所所有重機一覧表

町内主要事業所所有重機一覧

名 称	ブルドーザ	トラクターショベル	ダンプトラック	グレーダー	バックホー	電 話
大槌町			2	1		42-2111
松村建設(株)		9	9		11	42-3640
八幡組			3		6	42-8600
(有)小松組		3	8		10	42-7268
(有)田中興業			17		7	42-5792
(株)藤原組	1	1	4		7	45-2026
(有)岩間建設工業		1	4		4	42-5151
(有)まるたに商事			2		3	42-3626
三浦設備(株)			4		4	26-5641
(株)山口建設			3		2	42-6005
山千(株)		2	1		2	42-3111

(資料：平成25年度 大槌町環境整備課)

3 緊急通行車両一覧表

緊急通行車両事前届出一覧

(H26.2月現在)

No	所属課	自動車登録番号	車種	従事目的	済証 年月日	受付 番号	用途	タイプ	備考
1	財政課	■■■■■	日産	本部設置・指示	H25.9.9	13391	町長車	エクストレイル	
2	財政課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13376		キャラバン	
3	財政課	■■■■■	トヨタ	人員輸送	H25.9.9	13375	町民バス	コースター	
4	環境整備課	■■■■■	日産	災害状況調査	H25.9.9	13392		エクストレイル	
5	町民課	■■■■■	トヨタ	交通規制・ 避難誘導	H25.9.9	13394	交通指導車	ハイエース	
6	リサイクルセンター	■■■■■	スバル	災害状況調査	H20.11.21	10455	軽ダンプ	サンバー軽ダンプ	
7	生涯学習課	■■■■■	スズキ	災害状況調査	H21.8.4	11191		エブリー	
8	保健福祉課	■■■■■	日産	被災者の救護・ 救助	H25.9.9	13393	日赤車	ADバン	
9	保健福祉課	■■■■■	スズキ	被災者の救護・ 救助	H21.8.4	11187		ワゴンR	
10	水道事業所	■■■■■	日野	水道施設復旧・ 給水	H24.3.27	12242	給水車	給水車	
11	学務課	■■■■■	トヨタ	人員輸送	H25.9.9	13390	S B	ハイエース	
12	学務課	■■■■■	三菱	人員輸送	H22.10.21	11736	S B	ローザ	
13	学務課	■■■■■	三菱	人員輸送	H25.9.9	13382	S B	ローザ	
14	学務課	■■■■■	日野	人員輸送	H25.9.9	13383	S B	リエッセ	
15	学務課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13384	S B	シビリアン	
16	学務課	■■■■■	三菱	人員輸送	H25.9.9	13385	S B	ローザ	
17	学務課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13386	S B	シビリアン	
18	学務課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13387	S B	シビリアン	
19	学務課	■■■■■	トヨタ	人員輸送	H25.9.9	13388	S B	コースター	
20	学務課	■■■■■	日野	人員輸送	H25.9.9	13389	S B	リエッセ	
21	学務課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13377	S B	シビリアン	
22	学務課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13378	S B	シビリアン	
23	学務課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13379	S B	シビリアン	
24	学務課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13380	S B	シビリアン	
25	学務課	■■■■■	日産	人員輸送	H25.9.9	13381	S B	シビリアン	
26	学務課	■■■■■	トラクター	障害物除去	H8.2.26	8943		大型特殊 トラクター	

4 町内運送業者

町内運送業者一覧

住 所	店 名	電 話	備 考
吉里吉里1-8-4	(有)大槌運送	44-3211	
吉里吉里1-141-1	(有)東開運送	44-3050	

(資料：平成22年 大槌町総務課)

5 用途別、車種別自動車数調

用途別、車種別自動車数調

総 数	貨 物 用			乗 合 用		乗 用		特殊車	大 型 特殊車	小 型 二輪車	軽 自 動 車
	普通車	小型車	被牽引車	普通車	小型車	普通車	小型車				
9,222	213	305	2	8	34	1,258	2,242	138	20	99	4,903

(資料：平成23年度版 岩手県統計書)

6 船艇の所属現有数

船艇の所属現有数及び可動数

種 別 所属及び調達先	無 動 力 船	動 力 船	計	備 考
大槌町漁業協同組合	0	313	313	

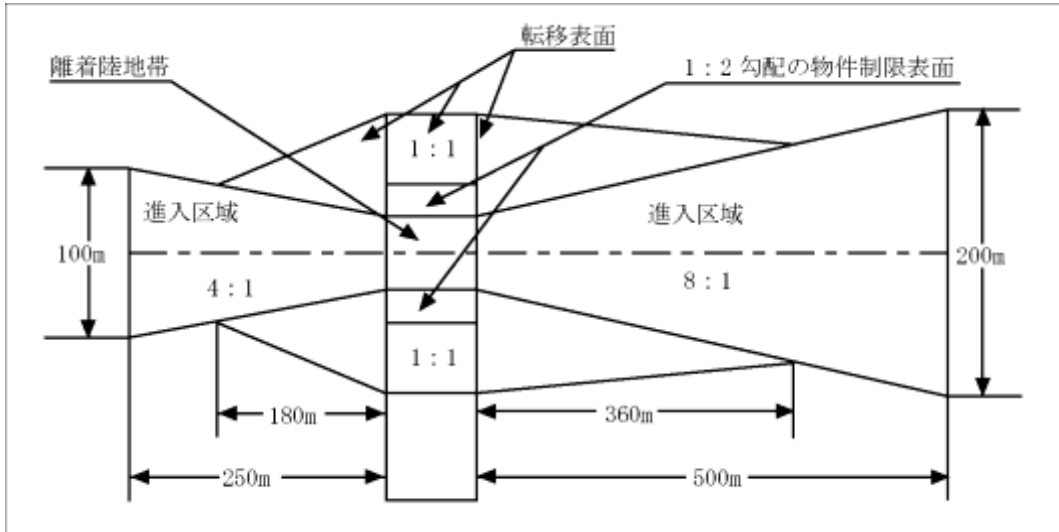
(資料：平成26年1月時点 新おおつち漁業協同組合)

7 ヘリポートの設置基準

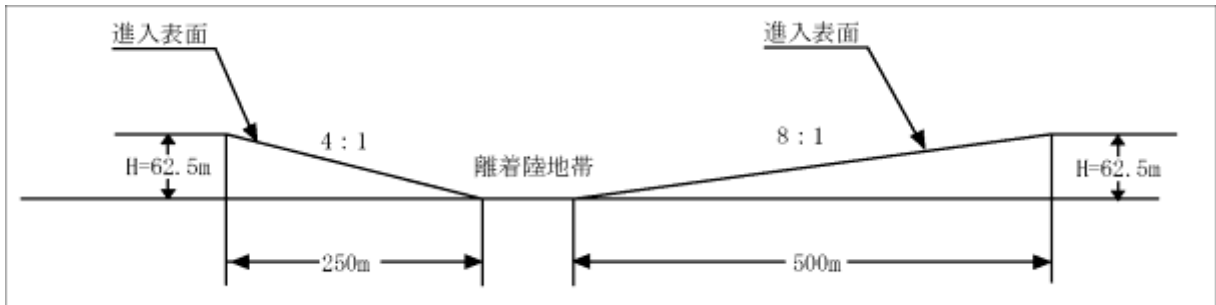
(1) 回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(ア) 一般

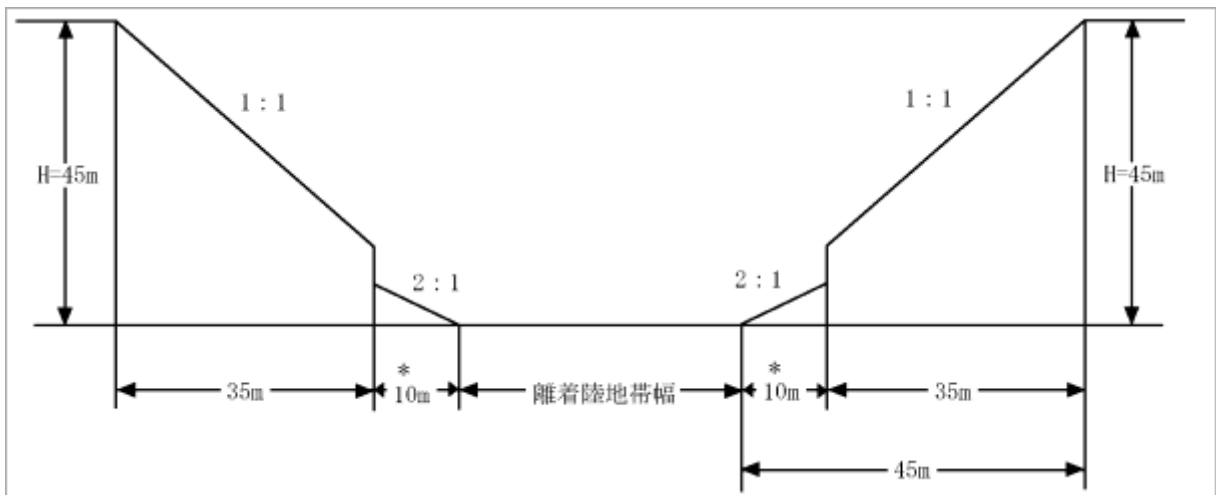
1) 平面図



2) 進入表面断面図



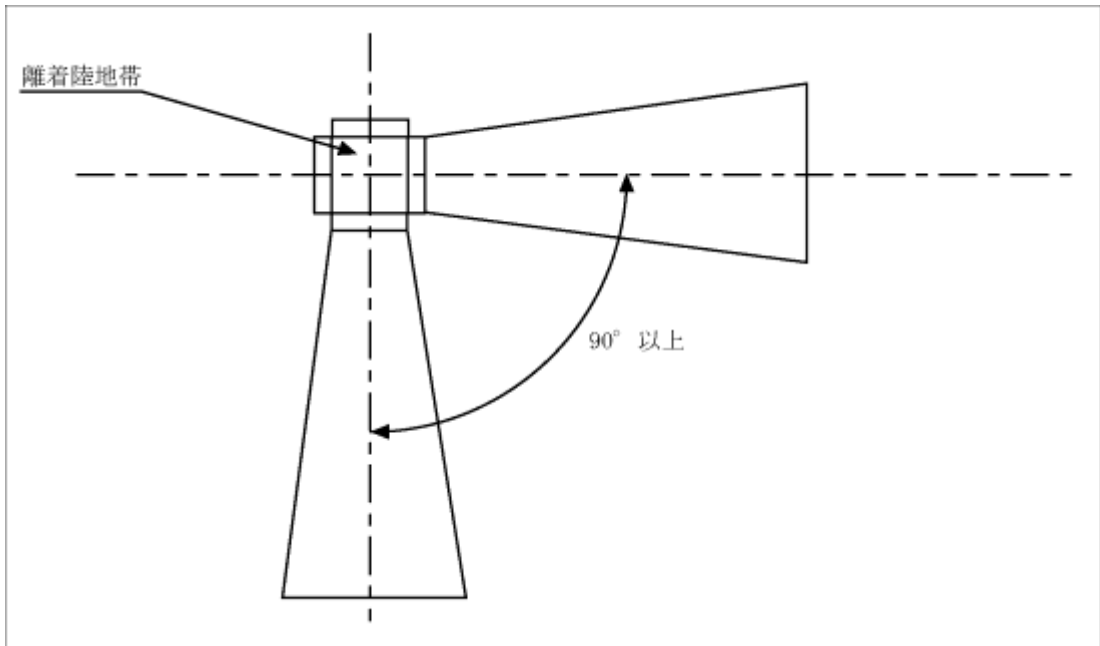
3) 転移表面断面図



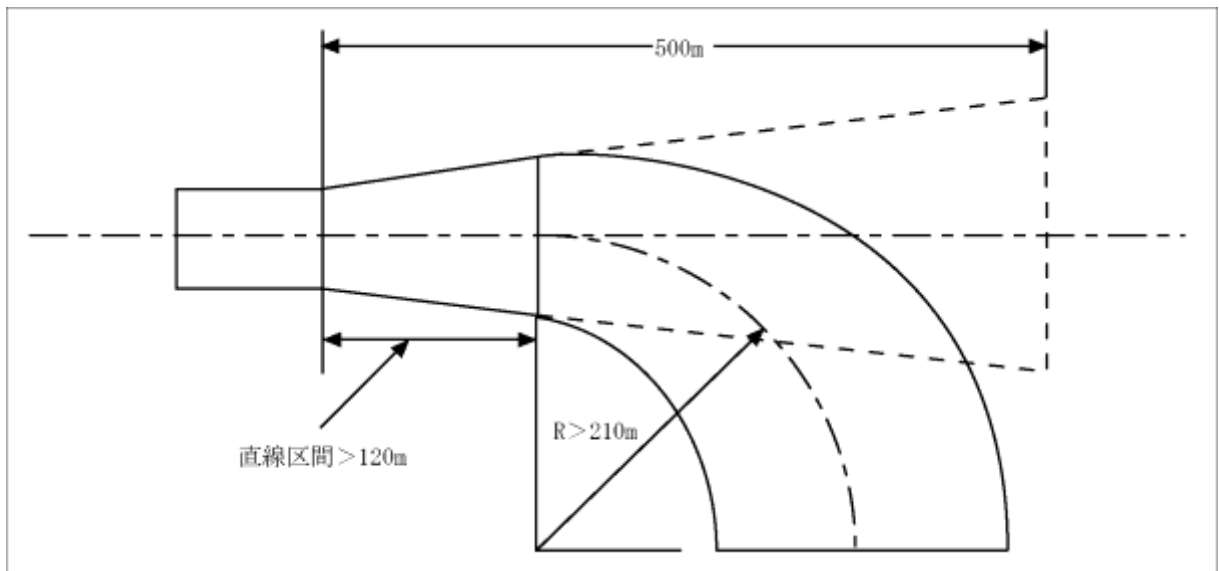
* 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域、進入表面の特例]

1) 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



2) わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入経路

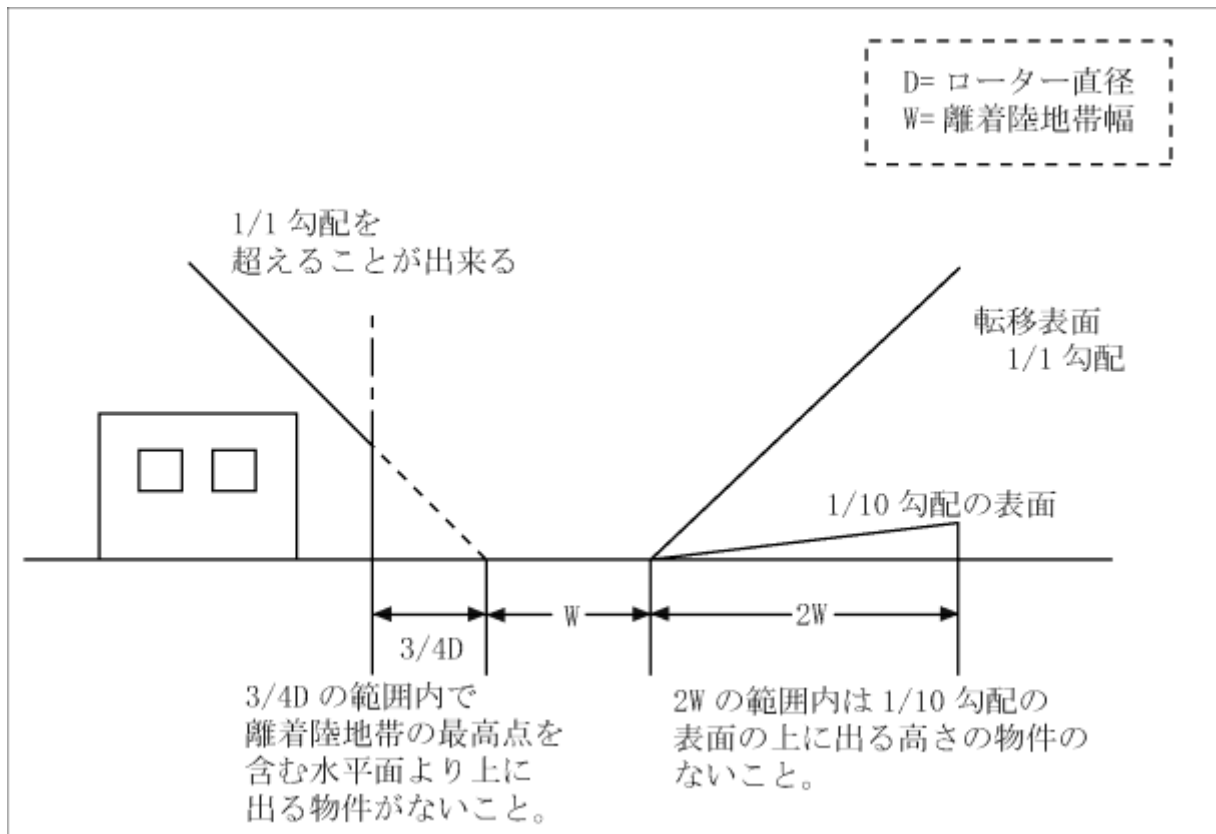


* 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

* Rは210メートル以上とする。

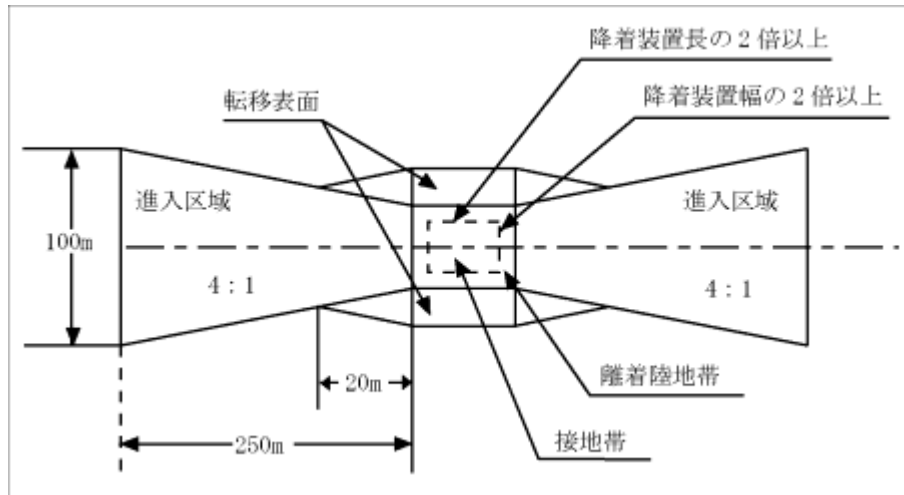
〔転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合）〕

*転移表面断面図

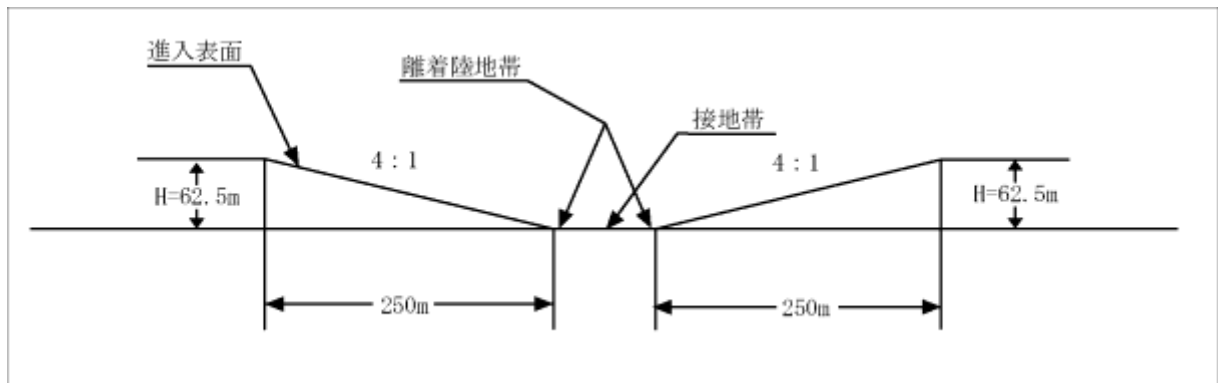


(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人または物件のない場合（特殊地域）

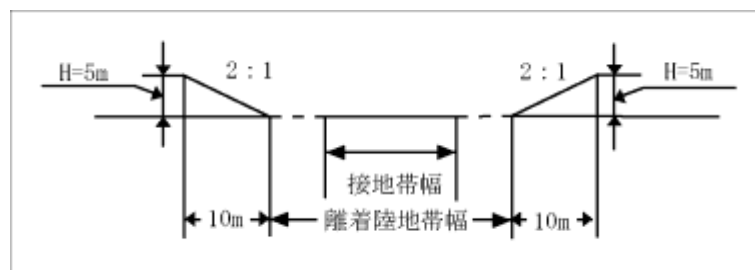
1) 平面図



2) 進入表面断面図

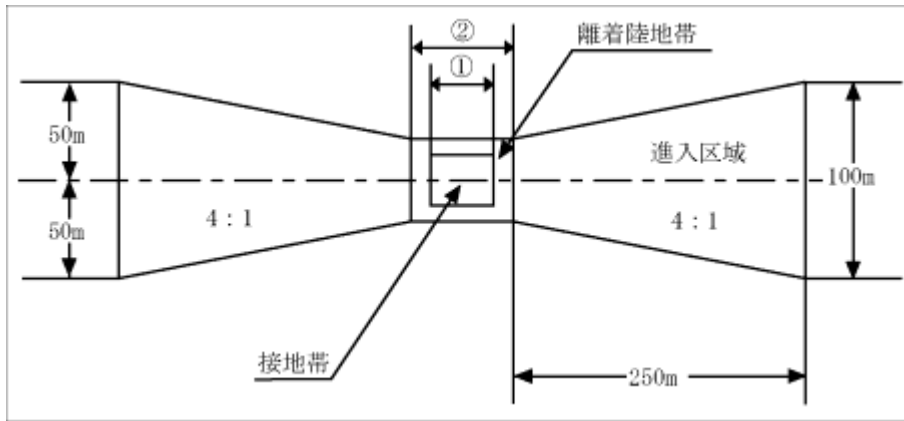


3) 転移表面断面図



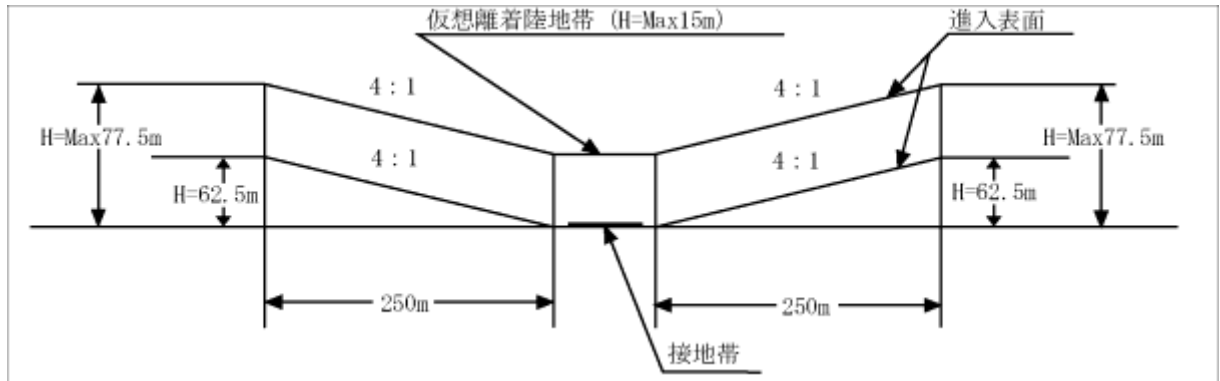
(ウ) 災害時において緊急輸送時に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

1) 平面図

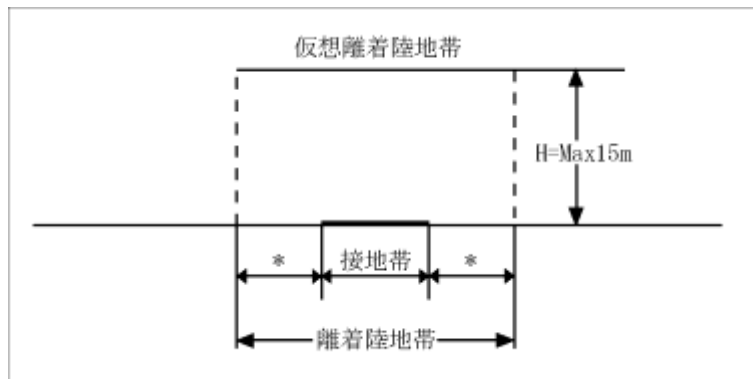


- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 - * 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
 - * 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

2) 進入表面断面図



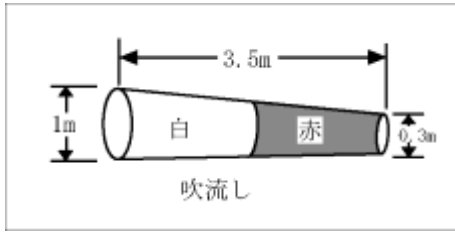
3) 転移表面断面図（転移表面は設定せず）



* 接地帯の外側で接地帯表面より30cm程度を限度として平坦な区域

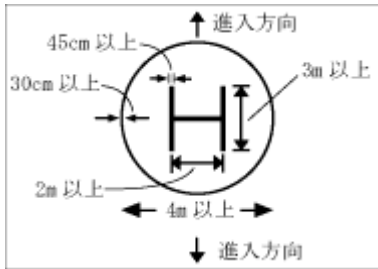
(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流しまたは旗をたてること。
吹流しの基準



(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。
H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生することろでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

(5) ヘリポートの現況

町におけるヘリポートの現状は、資料編⑨-8のとおりである。

8 物資投下が可能な地点並びにヘリコプター発着可能地点

地名	大きさ		庁舎までの 距離 km	災害地点報告地図			備考
	縦 m	横 m		地図名	縦記号	横記号	
大槌高等学校	140	120	1.5	大槌	ホ	27	
吉里吉里農村広場	117	80	3.9	〃			

9 石油プロパン取扱業者一覧表

区分	住 所	店 名	電 話	備 考
ガ ソ リ ン	大町8-3	(有)阿部石油店	42-2197	
	吉里吉里1-2-50	(有)釜甚興産	44-2432	
	安渡1-19-1	(有)さとだて石油	42-5008	
	吉里吉里2-5-10	川勝商店	44-2858	
	大槌22-18-1	(有)サトウ商会	42-6211	
	金沢28-42-2	金沢灯油販売	46-2011	
プ ロ パ ン ガ ス	桜木町4-10	赤武石油ガス(株)	42-3167	
	吉里吉里 2-5-10	川勝商店	44-2858	
	大槌12-A棟	後藤プロパン	42-4333	
	大槌23-E棟	(株)鈴藤商店	42-3362	
	大槌16-25	(有)JAとおのライフサービス LPGセンター大槌	42-7715	

⑩高潮・津波対策計画

1 水門・門扉一覧

防潮堤防の水門及び門扉一覧表

河川水門 14門

岩手県沿岸広域振興局土木部（平成25年2月時点）

河川	No	調査番号	水門名	潮位関連	設置地区	設置場所	型式	管轄	閉鎖時間
小 （5） 鏈 川	1	18	大槌扉門第3号	○	中須賀の3	須賀町漁協倉庫東側	横引	1-2	
	2	12	大槌水門第1号	○	柏木堂	須賀町漁協倉庫南側	スルース	1-2	
	3	14	大槌水門第2号	○	中須賀の4	小鏈川左岸須賀町岩手ケミカル東側	フラップ	1-1	
	4	35	小鏈川陸閘	○	小鏈	伸松右岸	横引	1-3	
	5	34	小鏈川水門	○	小鏈	小鏈橋	電動スルース	1-3	
大 槌 川 （9） 門	6	10	大町水門	○	須賀の1	大槌川右岸大町公園東側	ピンジャッキスルース	1-2	
	7	30	大槌扉門	○	安渡の1	大槌川左岸大槌大橋	横引	1-2	
	8	31	大槌扉門	○	大町	大槌川右岸大槌大橋	横引	2-1	
	9	26	新町扉門	○	新町	大槌川右岸安渡橋下流	横引	1-2	
	10	32	大槌扉門	○	新町	大槌川右岸安渡橋	横引	1-2	
	11	33	大槌扉門	○	安渡	大槌川左岸安渡橋	横引	2-1	
	12	23	新町水門	○	新町	大槌川右岸安渡橋上流	ピンジャッキスルース	1-2	
	13	25	源水扉門	○	源水	大槌川右岸大槌バイパス下	横引	1-2	
	14	22	源水樋門	○	源水	大槌川右岸大槌バイパス上流	電動スルース	1-2	

海岸水門 35門 (1/2)

岩手県沿岸広域振興局水産部（平成25年2月時点）

漁港	No	調査番号	水門名	設置場所	操作方法	管轄	閉鎖時間
大 槌 （9） 門	1	28	伸松門扉28号	伸松（小鏈川水門南側）	横引	1-3	—
	2	6-15	大槌第2号門扉	白石（太田電気東側）	横引	1-3	
	3	6-16	大槌第3号門扉	白石（中村運送東側）	横引	1-3	
	4	6-17	大槌第4号門扉	白石（ナカシヨク東側）	横引	1-3	
	5	6-18	大槌第5号門扉	白石（伊藤冷凍東側）	横引	1-3	
	6	6-19	大槌第6号門扉	白石（伊藤冷凍東側）	横引	1-3	
	7	6-20	大槌第7号門扉	白石（鈴木海産養殖施設北側）	横引	1-3	
	8	6-21	大槌第8号門扉	白石（鈴木海産養殖施設東側）	横引	1-3	
	9	5-4	大槌第1号水門	白石（船溜内）	自然フラップ	1-3	

安渡 (10門)	10	6-13	安渡第1号門扉	港町(遠藤水産北側)	横引	2-1・2	
	11	6-12	安渡第2号門扉	港町(伊藤商店北側)	横引	2-1・2	
	12	6-8	安渡第3号門扉	新港町(港町幹線2号)	横引	2-1・2	
	13	6-10	安渡第4号門扉	港町(太鼓橋)	横引	2-1・2	
	14	6-9	安渡第5号門扉	港町(伊藤商店第2工場北側)	横引	2-1・2	
	15	6-11	安渡第3門扉	港町(TRS食品東側)	横引	2-1・2	
	16	6-7	安渡第2門扉	港町(越戸商店東側)	横引	2-1・2	
	17	6-24	安渡第8号門扉	安渡(生鮮市場東側)	電動横引	2-1・2	
	18	6-25	安渡第9号門扉	安渡(坂本鉄工所東側)	電動横引	2-1・2	
	19	5-2	安渡第1号水門	港町(太鼓橋横排水路)	ピンジャッキスルース	2-1・2	
赤浜 (6門)	20	6-1	赤浜第1号門扉	赤浜(無線局東側)	横引	2-3	
	21	6-3	赤浜第2号門扉	赤浜(和田電機南側)	横引	2-3	
	22	6-4	赤浜第3号門扉	赤浜(岩手造船北側)	横引	2-3	
	23	6-22	赤浜第4号門扉	赤浜(タイコウ造船所跡地東側)	横引	2-3	
	24	6-23	赤浜第6号門扉	赤浜(東大海洋研究所南側)	横引	2-3	
	25	5-3	赤浜第1号水門	赤浜(排水路)	ピンジャッキスルース	2-3	

海岸水門 35門 (2/2)

漁港	No	調査番号	水門名	設置場所	操作方法	管轄	閉鎖時間
吉里吉里(10門)	26	4-7	吉里吉里第6号門扉	吉里吉里 (フィッシャリーナ入口)	横引	3-1・2	
	27	4-5	吉里吉里第1号門扉	吉里吉里 (フィッシャリーナ入口)	マイター (両開)	3-1・2	
	28	4-2	吉里吉里第2号門扉	吉里吉里 (漁村センター東側)	横引	3-1・2	
	29	4-3	吉里吉里第3号門扉	吉里吉里 (善兵衛東側)	横引	3-1・2	
	30	4-4	吉里吉里第4号門扉	吉里吉里 (赤灯台入口)	横引	3-1・2	
	31	4-6	吉里吉里第5号門扉	吉里吉里 (防潮堤東端)	油圧マイター (片開)	3-1・2	
	32	3-1	吉里吉里第1号水門	吉里吉里 (第3号門扉中間排水路)	自然フラップ	3-1・2	
	33	3-2	吉里吉里第2号水門	吉里吉里 (第3号門扉右排水路)	自然フラップ	3-1・2	
	34	3-3	吉里吉里第3号水門	吉里吉里 (第4号門扉中間排水路)	自然フラップ	3-1・2	
	35	3-4	吉里吉里第4号水門	吉里吉里 (第4号門扉中間排水路)	自然フラップ	3-1・2	

2 大槌町海岸堤防水門等管理要領

海岸水門管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設置されている水門及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これらに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録（様式第1号）を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。

(報告)

第6 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

- 2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
- 3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書（様式第3号）を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長等に提出しなければならない。

(平成26年2月 岩手県沿岸広域振興局土木部)

様式第1号

海岸水門等巡視記録

年 月 日	巡視者 氏名 :
-------	----------

	水門又は樋門名	巡視結果	※対応状況 (有の場合のみ)
巡 視 状 況		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)

※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。

1 : 障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。

2 : 障害の状況を施設管理者へ連絡した。

(連絡日時、相手の氏名: 月 日 時 分 氏名)

3 : その他 (以下に状況を記載のこと)

様式第2号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市 町 村 長

年度海岸水門等管理体制（変更）報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第8第1項（第2項）の規定により報告します。

水門又は樋門 名	設置場所	型式	開 閉 方 法	門数	管理操作責任 者 住 所 氏 名	管理操作担当 者 住 所 氏 名	試運転予定月 日 その他管理方法

様式第3号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市 町 村 長

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第8第3項の規定により報告します。

水門又は樋門名	設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転及び注油等の月日	試運転の結果及び水門等の異状の有無	措置の状況

注 試運転の結果及び水門等の異状の有無の欄には、具体的に記入すること。

⑪避難・救出計画

1 津波災害(水害)の緊急避難場所

最寄りの高台（安全地帯）又は、耐震、耐火構造の中高層以上の建築物のほか次表のとおりとする。

地区名	避難対象地区	避難場所		
		場所名	面積 (㎡)	海面上高さ (m)
町 方	桜木町 上町、本町 栄町、須賀町 大町、末広町 新町	1. 桜木町裏山		10.0
		2. 小鎚神社	1,300	9.3
		3. 中央公民館	23,800	30.0
		4. 大念寺	1,000	10.0
		5. 蓮乗寺裏山		15.0
小 枕	小枕、伸松	6. 小枕裏山		10.0
安 渡	安渡1～3丁目 港町 新港町	7. 旧安渡小学校	4,130	21.6
		8. 大槌稻荷神社（二渡神社）	660	25.0
		9. 大徳院	1,600	20.0
		10. 惣川高台		12.0
		11. 古学校高台		10.0
赤 浜	赤浜1～3丁目	12. 八幡神社境内		20.0
		13. 2丁目裏山		10.0
吉里吉里	吉里吉里1～ 4丁目	14. 吉里吉里小学校	2,880	22.0
		15. 吉里吉里中学校	7,900	15.0
		16. 吉里吉里地区体育館	7,080	23.0
		17. 天照御祖神社	280	20.0
		18. 吉里吉里駅前広場	400	22.0
		19. 集荷場裏山		10.0
		20. 花道児童公園	1,000	34.0
21. 門前（寺前）		50.0		
浪 板	浪 板	22. 交流促進センター	3,320	40.0
源 水	源 水	23. 源水裏山		6.0
大ケ口	大ケ口	24. 大ケ口裏山		10.0
沢 山	沢山	25. 沢山裏山		10.0
迫 又	迫又	26. 迫又団地高台		16.5
花輪田	花輪田	27. 生井沢裏山		10.0

※復興の状況に合わせて、随時見直しを図ること。

2 大火災・がけ崩れ災害の避難場所

災害の規模、状況を判断し最寄りの広場等安全地帯のほか、次表のとおりとする。

地区名	避難対象地区	避難場所	
		場所名	面積 (㎡)
小 鎚	小鎚在	旧小鎚小学校	1,990
町 方 源 水 大ヶ口 沢 山	桜木町、 上町、本町、栄町、 須賀町、大町、 末広町、新町、 小枕、源水、 大ヶ口、沢山	桜木町児童公園 大槌町役場仮庁舎 多目的集会所 大ヶ口公園	1,600 4,730 460 1,600
安 渡	安渡1～3丁目 港町 新港町	旧安渡小学校	4,130
赤 浜	赤浜1～3丁目	旧赤浜小学校	2,390
吉里吉里	吉里吉里1～ 4丁目	吉里吉里小学校 吉里吉里中学校 吉里吉里地区体育館 吉里吉里児童公園 花道児童公園	2,880 7,910 7,080 1,600 1,000
浪 板	浪 板	交流促進センター	3,320
大槌在	大槌在	渋梨公民館	1,880
金 沢	金 沢	旧金沢小学校	6,090

※復興の状況に合わせて、随時見直しを図ること。

3 避難者収容施設

災害が長時間にわたる場合の避難者収容施設は次表のとおりとする。（平成26年2月時点）

番号	施設名	対象地区	収容人員	設備の状況				
				自動車の出し入れ	共同炊事設備	飲料水	暖房	タタミ
1	旧小鎗小学校	小鎗	20	○	○	○	ストーブ	×
2	旧大槌町託児所	〃	30	○	○	○	ストーブ	×
3	多目的集会所（小鎗）	〃	50	○	○	○	ストーブ	○
4	蕨打直集会所	〃	50	○	○	○	ストーブ	○
5	桜木町保健福祉会館	町方	110	○	○	○	ストーブ	○
7	勤労青少年体育センター	〃	290	○	○	○	なし	×
8	大槌高等学校	〃	840	○	○	○	ストーブ	×
9	多目的集会所（大ヶ口）	〃	90	○	○	○	なし	○
10	城山公園体育館	〃	390	○	×	○	ボイラー	○
11	白澤鹿子踊伝承館	〃	100	○	○	○	ボイラー	○
12	旧赤浜小学校体育館	赤浜	250	○	×	○	ストーブ	×
13	吉里吉里小学校	吉里吉里	110	○	×	○	ストーブ	×
14	吉里吉里中学校	〃	290	○	○	○	ボイラー	×
15	吉里吉里地区体育館	〃	220	○	×	○	ストーブ	×
16	吉祥寺三光殿	〃	150	○	○	○	ストーブ	○
17	交流促進センター	浪板	100	○	×	○	ストーブ	×
18	渋梨公民館	大槌在	90	○	○	○	なし	○
19	旧金沢小学校体育館	金沢	390	○	×	○	なし	×
20	生活改善センター	〃	40	○	×	○	なし	○
21	中山分館	〃	50	○	×	○	なし	×
22	長井分館	長井	60	○	○	○	なし	○

※ 災害の態様により、緊急避難場所に収容することが困難又は不可能な場合は、適宜の避難場所を選定し、速やかに地域住民に広報するものとする。

※ 上記施設のほか、平成28年度までに、安渡地区及び赤浜地区に新たに避難者収容施設（安渡：約320人収容、赤浜：約270人収容）を整備する。

※ 復興の状況に合わせて、随時見直しを図ること。

⑫医療・保健計画

1 医療施設一覧表

(1) 医療施設

経営主体	病 院 名	所 在 地	電話番号	収容可能人員
県	県立大槌病院仮設診療所	大槌町大槌15地割95-250	42-2121	
私立	大槌おおのクリニック	大槌町吉里吉里2丁目9番20号	44-3122	
私立	藤井小児科内科クリニック	小槌27-3-4シーサイドタウンマスト2F	42-7788	
私立	道又内科小児科医院	大槌15地割字辺地ヶ沢95-255	42-2500	
私立	植 田 医 院	大槌町小槌23地割字寺野23-1	42-2130	

(2) 歯科医院

経営主体	病 院 名	所 在 地	電話番号	備 考
私立	小 松 歯 科 医 院	大槌町大槌第15地割95-15	42-7702	
私立	近 藤 歯 科 医 院	大槌町小槌22地割42-1	42-7667	

(3) 薬局

経営主体	病 院 名	所 在 地	電話番号	備 考
私立	菊 屋 薬 局	小槌27-3-4シーサイドタウンマスト2F	42-3526	
私立	つくし薬局 大町店	大槌町小槌第23地割23-1	42-8500	
私立	〃 末広店	大槌町大槌第13地割129-11	42-2100	
私立	道 又 薬 局 (有)	大槌町大槌第15地割95-256	42-3373	
私立	ハ ー ブ 薬 局	大槌町吉里吉里1丁目504-10	44-3171	
私立	薬王堂岩手大槌支店	大槌町大槌22-23	42-8399	

(4) その他の施設

経営主体	病 院 名	所 在 地	電話番号	備 考
私立	橋 本 整 骨 院	大槌町大ヶ口1丁目13-16	42-5308	

⑬生活必需品供給計画

1 生活必需品取扱店一覧

住 所	名 称	電話番号	品 目			
			食器類	ろーそく・ マッチ	衣料品	寝具類
大槌12-C棟	ひび又屋	42-5656	○	○		
小槌27-3-4	シーサイドタウンマスト マイヤ	42-7000	○	○		
小槌17-A棟	越田商店	42-3280	○			
大槌23-19-F棟	(株)和田商店	42-5757		○		
大槌23建設中	みずかみ大槌店	42-4057		○		
大槌23-19-B棟	ジョイス大槌店	42-3149		○		
大槌23-19-E棟	さんぷく衣料店	42-3076			○	

⑭食料供給計画

1 食料等の取扱店一覧

(1) 製パン取扱店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
上町2-12	まるたに	42-2575	

(2) みそ、醤油取扱店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
小鎗27-3-4 大槌23建設中 大槌23-19-B棟	シーサイドタウンマスト マイヤ みづかみ大槌店 ジョイス大槌店	42-7000 42-4057 42-3149	

(3) 青果物取扱店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
小鎗26-164-2	大果(株)	42-5588	

(4) 食肉類取扱店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
小鎗27-3-4 吉里吉里11-64-6 小鎗27-3-4	ショッピングセンターマスト内 三浦精肉店 三浦精肉店(浪板店) ショッピングセンターマスト マイヤ	42-8688 44-2696 42-7000	

(5) 総合食料品店一覧表

住 所	名 称	電 話	備 考
大槌23建設中 大槌23-19-B棟 小鎗27-3-4	みづかみ大槌店 ジョイス大槌店 シーサイドタウンマスト マイヤ	42-4057 42-3149 42-7000	

2 炊出し施設状況

(1) 炊出し施設の状況

施設名	電話	所在地	1回の炊出能力	備考
学校給食センター	43-1015	吉里吉里1-1-1	4,000 食	おにぎり
大槌町中央公民館	42-3030	小槌32-126	40 "	"

(2) 緊急炊出業者一覧表

業者名	電話	所在地	備考
ほっかほっか亭大槌店	42-2270	大槌23-19-B棟	
シーサイドタウンマストつくし	42-8181	小槌27-3-4	

(3) その他

業者名	電話	所在地	備考
ローソン大槌バイパス店	42-7200	小槌27-3-1	
ローソン吉里吉里店	44-3001	吉里吉里1-122-1	
まるたに	42-2575	上町2-12	

⑮給水計画

1 水道事業者一覧表

水道事業者一覧 (1/3)

(平成22年9月1日現在)

	工事事業者名	事業所の所在地	市外局番	電話番号
大 槌 町 内	赤武石油ガス(株)	桜木町 4-10		42-3167
	(有)荒屋タイル店	大槌町小槌 26-172		42-6866
	(有)エイワ工業	大槌 12-B 棟		42-2611
	SKC 水道設備	大槌町赤浜 1 丁目 1-1		42-3311
	川勝商店	大槌町吉里吉里 2 丁目 5-10		44-2858
	(有)小松組	大槌 7-112-1		42-7268
	三陸電業(株)	大槌町大町 7-15		28-1950
	(株)鈴藤商店	大槌 23-9-E 棟		42-3362
	大安環境衛生(有)	大槌町安渡 3 丁目 10-1		42-2263
	(有)トミーシステム	大槌町小槌第 20-49		42-7603
	(株)藤原組	大槌町小槌第 11-76		45-2026
	松村建設(株)	大槌町大槌第 22 字下野 216		42-3640
	(有)丸晴	大槌町赤浜 2 丁目 2-22		42-6217
	(有) 山口建設	大槌町大槌第 15-1-13		42-5437
(有)八幡組	大槌町小槌第 3-14		42-8600	
町 外	アクア設備(株)	青森県八戸市沼館 1 丁目 2-12	0178	72-1500
	アタック	釜石市野田 1-1-35		23-9177
	(有)荒井電気商会	釜石市只越町 3 丁目 4-13		22-5247
	(有)イズミ空調	釜石市甲子町第 10-469-28		23-0352
	泉商事(株)	遠野市早瀬町 4 丁目 8-25	0198	62-2076
	(有)石川住宅設備	釜石市小川町 4-3-28		23-3643
	(有)エイゼン建工	釜石市大字平田第 6-3-2		26-5941
	釜石ガス工事(有)	釜石市松原町 3 丁目 1-19		22-5907
	(有)菊池設備	遠野市青笹町中沢 2-27-1	0198	62-8356

水道事業者一覧 (2/3)

	工事事業者名	事業所の所在地	市外局番	電話番号
町 外	(有)斎藤設備	下閉伊郡山田町豊間根第 3-285	0193	86-3373
	(有)佐藤設備	釜石市定内町 1 丁目 14-4		23-8107
	(有)佐藤建業	下閉伊郡山田町大沢第 2-65-2	0193	82-9832
	篠澤管工業(有)	下閉伊郡山田町船越第 10-33-1	0193	84-3644
	泉金物産(株)山田営業所	下閉伊郡山田町境田町 6-1	0193	82-3557
	(株)東北水道工事	釜石市大字平田第 2-20-1		26-7311
	遠野水道工業(株)	遠野市松崎町白岩 10-41-6	0198	62-3739
	(株)都南建設釜石支店	釜石市千鳥町 1 丁目 1-15		25-2135
	(有)日管水道	釜石市小川町 4 丁目 2-32		23-0316
	(有)花崎産業	釜石市定内町 3 丁目 2-31		23-2100
	松村工業(株)	釜石市中妻町 2 丁目 4-7		23-1888
	(有)マツモト機材工業	宮古市太田 2 丁目 4-44	0193	62-9666
	村松設備工業(株)	釜石市松原町 1 丁目 5-10		24-2425
	(有)最上商店	下閉伊郡山田町豊間根 3-33	0193	86-2622
	(有)盛合水道工業所	宮古市津軽石 10-20-1 リバーサイド・ハイツ 102	0193	67-3539
	(有)山繁水道	釜石市鶴住居町 8-36-1 神ノ沢仮設団地		28-2622
	(株)山元	釜石市港町 1-5-25		22-1805
	(有)鈴木建設	釜石市松原町 2-2-24		22-1716
	(有)電化プラザカネヨシ	釜石市中妻町 1-15-15		25-2461
	(株)日水設備工業岩手支店	釜石市中妻町		55-4416
	濱口設備	釜石市平田 2-25-277		26-5582
	三浦設備(株)	釜石市平田 2-64-8		26-5641
	リフォームショップランナー	釜石市鶴住居町		■-■-■
	(有)旭技研	山田町織笠	0193	82-6131
	越田工業	山田町織笠	0193	82-0494
	アクア工業(株)	盛岡市西青山	019	647-2775
	(株)板宮建設	金ヶ崎町西根矢来	0197	42-2225
	花南水道土木(株)	花巻市下根子	0198	22-3988
	(有)昆組	矢巾町高田	019	697-6058
	(株)近藤設備北上営業所	北上市流通センター	0197	62-5090
(株)サンライフ	奥州市水沢区	0197	51-2288	
J・ウォーター(株)	盛岡市上堂	019	646-9511	
(株)鈴陶	遠野市中央通	0198	62-2463	
(株)高設	盛岡市上厨川	019	645-4286	

水道事業者一覧 (3/3)

	工事事業者名	事業所の所在地	市外局番	電話番号
町外	(株)立石工務店	遠野市早瀬町	0198	63-1731
	(株)平山工業所	遠野市松崎町	0198	62-2541
	(株)百万石	矢巾町南矢幅	019	697-7888
	(有)丸水工業	雫石町名子	019	692-5458
	(株)よつばテクノ	盛岡市上堂	019	646-5110

2 給水用具保有一覧

給水用具保有一覧

種 別	台 数 箇 数	所 管 者	所 管 者 住 所	電 話
防災用水袋	60 2000枚			
給水タンク	3基 1.0m ³ 4台 0.5m ³ 4台			
給水タンク車	30000 1台			

⑩廃棄物処理・障害物除去計画

1 ごみ処理業者一覧

ごみ処理業者一覧

住 所	名 称	電 話	所有能力	所有台数	備 考
安渡3-10-1	大安環境衛生(有)	42-2263	4 t	1 台	委託分
新港町11-1	マルコ清掃社	42-6661	4 t	1 台	委託分

2 し尿処理業者一覧

し尿処理業者一覧

住 所	名 称	電 話	所有能力	所有台数	備 考
上町5-4	大槌衛生社	42-2556	6 t	2 台	2t 1台、4t 1台
安渡3-5-2	大安(株)環境衛生部	42-4141	15 t	3 台	7t 1台、4t 2台

⑰防災施設の整備に関する計画

1 消防防災施設の現状・整備計画

(1) 消防力

(H26. 2. 1現在)

区 分	消防車両等		消 防 水 利		無線通信施設	
	ポンプ車	小型付積載車	消 火 栓	防火水槽	車 積	携 帯
大槌町消防団	8	6	144 (35)	51 (37)	15	23
釜石大槌地区行政事務組合 大槌消防署	3				6	12

(注) () 内は、整備基準を示す。

(2) 水防用資機材 ※東日本大震災により流失

倉庫名	場 所	器 具										資 材					概 要		
		スコップ	つるはし	とうが	斧	のこぎり	鎌	掛矢	鳶口	リヤカー	なた	クリッパ他	杭木	縄(玉)	防水シート	麻袋	万年土嚢	建築年度	床面積
水防倉庫	大槌町 大町	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0			0	0

(岩手県水防計画)

(3) 林野火災消火機(器)材

区分 所管	可搬式 散装水置	山林防 火スヤ ブー	移動式 水槽	スコップ	唐 鋏	備 考
釜石大槌地区行政事 務組合大槌消防署	80 15	1	7	0	0	県からの委託 消防団に配布

(4) 地震津波用資機材

- ・サーチライト・ロープ・その他救助用資機材等

(5) 防災行政無線

- ・親局設備 (役場) 一式
- ・中継局設備 一式
- ・固定系遠隔制御器 3台 (消防署、農協、漁協)
- ・固定系屋外拡声子局 55局
- ・移動系統制制御器 一式
- ・移動系遠隔制御器 4台
- ・陸上移動局 (車載型) 11台
- ・陸上移動局 (携帯型) 7台

(6) その他防災施設

- ・避難誘導標識
- ・避難地案内板

2 消防防災施設整備計画

(1) 消防施設

- ・消防車両の整備（車両の更新）
- ・消防用水利の整備（防火水槽の新設）等

(2) 水防用倉庫の建設、水防用資機材の整備、

- ・器具、資材の購入と補充等

(3) 林野火災消火機（器）材

- ・可搬式散水装置の整備
- ・小型動力ポンプの増強配備（自主防災組織）
- ・その他器材の整備等

(4) 防災用資機材

- ・救助用器材の整備
- ・高規格救急車及び高度資機材の整備等

(5) 防災行政無線

- ・固定系子局の増設等
難聴地区の解消
- ・陸上移動局（車載型、携帯型）の補強等
避難所、収容施設等への整備

(6) その他防災施設

- ・避難誘導標識等の整備
- ・避難路の整備等

⑱災害協定締結状況

1 災害時の医療救護活動に関する協定

名 称	区 分	内 容
釜石医師会	所在地	釜石市中妻町3-6-10
	電話番号	23-7875
	Fax番号	23-5485
	締結年月日	平成10年11月1日
	協定締結事項等	災害時の医療救護活動

2 災害救助用米穀等に関する協定

名 称	区 分	内 容
岩手県 (農林水産部流通課)	所在地	盛岡市内丸10-1
	電話番号	019-629-5731
	Fax番号	019-651-7172
	締結年月日	平成19年7月31日
	協定締結事項等	災害救助用米穀類

3 災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス設備の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定

名 称	区 分	内 容
岩手県高圧ガス保安協会 釜石支部	所在地	釜石市鈴子町147-5釜石ガス(株)内
	電話番号	22-3535
	Fax番号	
	締結年月日	平成19年2月1日
	協定締結事項等	プロパンガス及び設備等

4 災害時における応急対策用燃料の調達等に関する協定

名 称	区 分	内 容
岩手県石油商業協同組合 釜石支部	所在地	大槌町吉里吉里1-2-50
	電話番号	44-2432
	Fax番号	44-2118
	締結年月日	平成21年6月24日
	協定締結事項等	応急対策用燃料等

5 災害時における応急生活物資の調達に関する協定

名 称	区 分	内 容
株式会社マイヤ	所在地	大船渡市大船渡町字茶屋前101番地
	電話番号	0192-27-2166
	衛星携帯電話	■-■-■
	Fax番号	0192-27-9849
	締結年月日	平成21年10月1日
	協定締結事項等	応急生活物資の調達等
ホームック株式会社	所在地	札幌市厚別区厚別中央三条2-1-1
	電話番号	011-892-6611
	災害用専用電話	0120-228-047
	Fax番号	011-892-2164
	締結年月日	平成21年10月1日
	協定締結事項等	応急生活物資の調達等

6 災害時における電力復旧協力に関する協定

名 称	区 分	内 容
東北電力（株）釜石営業所	所在地	釜石市甲子町10-210-3
	電話番号	27-2501
	Fax番号	27-2591
	締結年月日	平成21年2月27日
	協定締結事項等	電力復旧

7 災害時における資機材等物資の供給協力に関する協定

名 称	区 分	内 容
ホームック株式会社	所在地	札幌市厚別区厚別中央三条2-1-1
	電話番号	011-892-6611
	災害用専用電話	0120-228-047
	Fax番号	011-892-2164
	締結年月日	平成21年10月1日
	協定締結事項等	災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定

8 災害時の情報交換に関する協定

名 称	区 分	内 容
国土交通省 東北地方整備局	所在地	宮古市藤の川4-1
	電話番号	0193-62-1711
	Fax番号	0193-63-0887
	締結年月日	平成21年11月9日
	協定締結事項等	災害対策現地情報連絡員派遣

9 災害時の相互応援に関する協定

名 称	区 分	内 容
豊中市	所在地	大阪府豊中市中桜塚3-1-1
	電話番号	06-6858-2683
	Fax番号	06-6858-2667
	Eメール	kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp
	自治体衛星通信	■■■■■■■■■■(大槌内線発番号)
	締結年月日	平成25年6月14日
	協定締結事項等	物資・資機材の提供及び職員のパ遣等

10 大規模災害発生時における支援協定

名 称	区 分	内 容
岩手県生活衛生同業組合 中央会	所在地	盛岡市志家町3-13 岩手県美容会館内
	電話番号	019-624-6642
	Fax番号	019-654-2741
	締結年月日	平成25年1月22日
	協定締結事項等	避難場所及び情報の提供等
釜石地区生活衛生同業組合 連絡協議会	所在地	釜石市中妻町2-18
	電話番号	0193-23-1203
	締結年月日	平成25年1月22日
	協定締結事項等	避難場所及び情報の提供等

11 災害時における応急車両整備等の支援協力に関する協定

名 称	区 分	内 容
岩手県自動車整備振興会 釜石支部	所在地	釜石市鈴子町55-5 トヨタ部品東北共販株式会社釜石営業所内
	電話番号	0193-24-2065
	締結年月日	平成25年3月28日
	協定締結事項等	災害業務従事車両の応急整備及び資機材の貸出

12 復興と防災への取り組みに関する協定

名 称	区 分	内 容
Google Ireland Limited	締結年月日	平成25年3月7日
	協定締結事項等	災害情報に関する技術的な協力等

13 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

名 称	区 分	内 容
東日本電信電話株式会社 (NTT東日本)	所在地	盛岡市中央通1-2-2
	電話番号	019-625-4960
	Fax番号	019-629-1566
	締結年月日	平成25年11月27日
	協定締結事項等	特設公衆電話の設置・利用

1.4 災害時における物資供給に関する協定

名 称	区 分	内 容
NPO法人コメリ災害対策センター	所在地	新潟市南区清水4501-1
	電話番号	025-371-4185
	Fax番号	025-371-4151
	Eメール	npo@komeri.bit.or.jp
	締結年月日	平成23年12月23日
	協定締結事項等	災害時における物資の供給

⑱ 地区防災計画 (安渡地区防災計画 (平成25年10月策定))

安渡地区津波防災計画

～ 東日本大震災の教訓を次世代に継承する ～

【2013年10月版】

安渡町内会

2011年3月11日に発生した東日本大震災(以下、「3.11」と略称する。)は、わが町安渡地区(安渡1丁目・2丁目・3丁目・港町・新港町)にも甚大な被害をもたらした。津波等による犠牲者は218人にも上った(人口1,943人に占める11.2%)。

安渡地区は、町内でも屈指の防災に熱心な地区と評価されてきた、にもかかわらず、である。安渡地区でなぜこれほどの被害が出てしまったのか、その検証と防災計画の見直しが必要である。

安渡地区の住民のほとんどが地区外の応急仮設住宅等に居住し、集まるのもままならない中で、2012年4月、地区内の3つの町内会をひとつに統合し安渡町内会を設立した。今回の地区防災計画づくりを、新しいコミュニティ再生の契機としたい。

そこで、安渡町内会(会長：佐藤稲満)は、3.11での住民の避難行動や避難所運営を検証し、既存の防災計画を抜本的に見直すことを目的に、2012年6月2日、町内会役員を中心に、大槌町、外部専門家で構成する「安渡町内会防災計画づくり検討会」を設置し、2012・13年度の全11回の「検討会」、13年4月19日の「大槌町長への計画案報告会」、同8月4日の「住民懇談会」、同9月の「住民意向調査」等を経て、この新しい防災計画を作成した。

今後とも、自然災害に決して油断せず、3.11の教訓を次世代に継承し、地域防災力の向上を続けることを肝に銘じるものである。

目次

1 3.11の教訓とルール	2
(1) 避難行動	2
(2) 避難所運営	6
2 安渡町内会の防災組織図	10
3 今後の予防対策	12
4 検討会参加者	12



写真 大槌町を襲う巨大津波

(2011年3月11日、 氏撮影、 氏提供)

■ 1 3.11 の教訓とルール ■■■

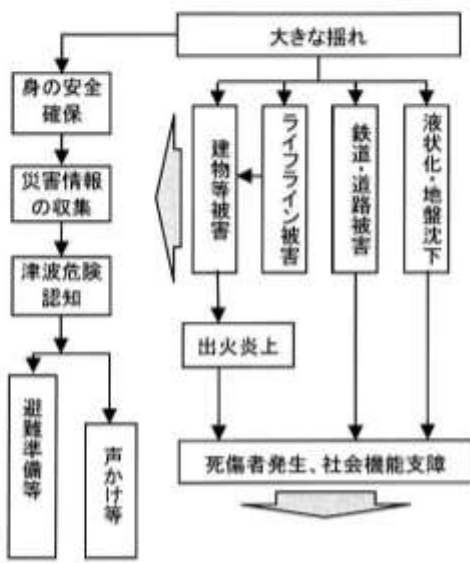
(1) 避難行動

1) 3.11 での避難行動の教訓

3.11 での安渡地区住民の避難行動について、アンケート・ヒアリング・検討会での協議結果等をもとに、その教訓と論点を抽出した。

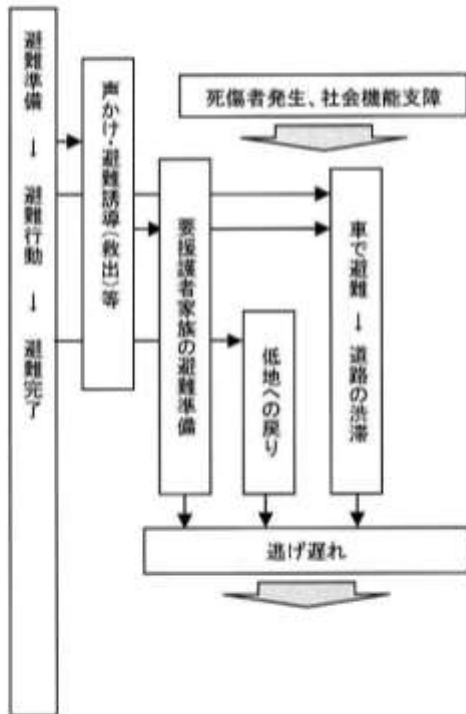
なお、避難行動の要因分析の手法は資料編第3章に、犠牲者を対象とした「死亡状況調査」の速報は資料編第4章に収録する。

【凡例】ア：アンケート結果、ヒ：ヒアリング結果、検：検討会、他：その他

被災・対応の流れ	避難行動の教訓と論点
<p>(1) 地震直後～10分程度</p> <p>大きな揺れによるわが街の被害の様子と、それに対する住民、地域社会による対応をイメージします。</p>  <pre> graph TD A[大きな揺れ] --> B[身の安全確保] A --> C[災害情報の収集] A --> D[津波危険認知] A --> E[建物等被害] A --> F[ライフライン被害] A --> G[鉄道・道路被害] A --> H[液状化・地盤沈下] B --> I[避難準備等] C --> I D --> I D --> J[声かけ等] E --> K[出火炎上] F --> K G --> L[死傷者発生、社会機能支障] H --> L K --> L </pre>	<p>(地震発生後の避難開始時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5分以内」34%、「10分以内」56%、「20分以内」84%、逆に「21分以上」9%【ア】。 <p>(避難の信念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地震発生時にいた場所が危険だと思った」(51%)、「地震の後、津波が来ることを知っていた」(47%)人は早く避難した【ア】。 ・沿岸部に近い事業所や保育園、高齢者等が率先避難した【ヒ・検】。 <p>(避難の遅れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難が遅れた人の49%は「地震発生時にいた場所まで津波が来るとは思わなかった(「想定外」)」【ア】。 ・道路渋滞・要援護者の存在・安否確認・低地への戻り等で逃げ遅れた【ア・ヒ・検】。 ・犠牲者のうち、自宅で避難しなかった、あるいは逃げ遅れて自宅付近にいた人が2/3に上る【他】。 <p>⇒「想定外による逃げ遅れ」をいかに防ぐか？ ⇒夜間での要援護者支援は可能か？</p> <p>(避難のきっかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報(防災行政無線等)、声かけに促された人は少なかった(前者15%、後者20%)【ア】。 ・津波を見に行き、逃げ遅れた【ヒ・検】。 <p>⇒避難のきっかけをどう提供できるか？</p>

(2) 10～30分程度

街の被害の連鎖と、住民の避難行動、地域での避難支援と逃げ遅れの状況をイメージします。



(車での避難)

- ・道路の渋滞で逃げ遅れた(11%)【ア】。
- ・道路の渋滞が徒歩避難の支障になった【ヒ・検】。
- ・車が要援護者の搬送に役立った【ヒ・検】。
- ・町外から車で戻ってきた【ヒ・検】。

(「車での避難」を認める条件)

- ・「要援護者を搬送する場合」(62%)、「車道が混雑し始める早い時期」(36%)、「車道が広い場合」(27%)等【ア】。

⇒「車での避難」をどこまで認めるか？

(要援護者)

- ・家族に要援護者がいて逃げ遅れた(7%)【ア】。
- ・要援護者を支援して逃げ遅れた(4%)【ア】。
- ・避難路に階段があり上れず犠牲になった【ヒ・検】。
- ・消防無線を持たない消防団員が逃げ遅れた【ヒ】。
- ・そもそも高齢者率が高いのに対し、支援者が少ない(共助の限界)【他】。

⇒要援護者をどのように支援するか？

(低地に戻ること)

- ・大切なモノを取るために低地(浸水区域)に戻って逃げ遅れた(5%)【ア】。

⇒「低地への戻り」をいかに防ぐか？

(3) 津波襲来時

津波襲来時の住民の避難完了と、地域での逃げ遅れの状況をイメージします。



(避難場所等への津波襲来前の到着時間)

- ・「5分以内」34%、「10分以内」57%、「20分以内」91%、逆に「21分以上前」9%【ア】。
- ・早く避難を開始しているのに、避難の完了が遅い(犠牲者と紙一重の人が34%)【他】。
- ・「安渡地区内の指定避難場所」に避難した人が40%(=地区内避難者の72%)【ア】。
- ・安渡全体で218人の犠牲者が出た(→犠牲者の死亡原因調査が必要)【検】。
- ・今後の益々の高齢化、担い手不足を想定すると、自助の啓発、夜間等の「想定外」での自助・共助の検討が重要【検】。

⇒今回の教訓を現在の復興事業、今後の防災計画にどう反映するか？

2) 避難行動のルール

3. 11 での教訓等を踏まえ、避難行動のルールを以下のとおり定める。

(1) 地震直後～10 分程度

<避難の遅れ、避難の信念>

1. 住民は、想定にとらわれず自主的な判断で、安全な避難場所・避難路を目指せるよう、家庭の避難計画、避難訓練を考えること。
2. 町内会は、「想定外による逃げ遅れ」をなくすため、より一層の自助の啓発を行うこと（地域・学校での防災教育、町民による語り部、災害教訓の記録・伝承、想像力を喚起する避難訓練、脆弱性の可視化（標高や海岸線からの距離等）、ハザードマップの開示等の方法を考えること）。
3. 町内会は、「想定外による逃げ遅れ」をなくすため、厳しい条件での避難行動（支援）手順を考えること。

■厳しい条件（夜間の要援護者支援）での行動手順（例示）

- 住民も役員も率先避難・声かけ（自・共）
- （家族で搬送できない場合）要援護者を玄関まで出す（自）
- （地震後早い時間の場合）役員は避難場所方向に向かいながら搬送する（共）
- （地震後早い時間の場合）自動車で搬送してもよい（自・共）
- 役員は避難場所に到着したら避難場所に止まり、避難所運営の準備を始める（共）
- 役員は低地に戻ろうとする住民等を避難場所に引きとめる（共）
- 役員は避難者・行政等と協働で避難所運営を行う（共）

〔凡例〕（自）＝自助、（共）＝共助

<避難のきっかけ>

4. 住民は、住民自ら率先避難をしながら、周囲に声かけをすること。
5. 町内会は、避難のきっかけづくり（率先避難、声かけ等）について防災教育等を通じて波及させること。
6. 町内会は、行政に対して、災害情報等の情報伝達手段の整備を要望すること（防災行政無線同報系の配備、避難場所への通信手段・電源・燃料等の配備、避難支援者への無線機の配備等）。

(2) 津波襲来まで

<車での避難>

7. 町内会は、「車での避難」について、一定の条件の下で認めることとし、そのルールを協議して決めること。

■「車での避難」を認める条件（例示）

- 対象者: 徒歩避難が難しい要援護者
- 利用時間: 車道が混雑し始める前の早い時期(およその時間を想定しておく)
- 対象避難路: スロープ、手すりなど要援護者への配慮がなされた幅員の広い道路
- 対象避難場所: 安全性、広さ、避難生活に必要なもの等が備わった施設
- その他

8. 町内会は、行政に対して、7.の条件に合う避難場所・避難路の整備等を要望すると同時に、施設整備に合わせた避難計画を考えること。

<災害時要援護者支援>

9. 町内会は、要援護者支援に関わる基本任務(率先避難、声かけ、避難所運営等)と、それを超えて対応する場合に備えるべき条件を考えること。

■要援護者支援に関わる条件（例示）

- 支援の時間を限定する(地震後15分以内を目安)
- 避難のタイミングを知らせる無線機を携帯する
- 支援の内容を限定する(安全な避難場所に向かって、率先避難、声かけ、避難所運営等)
- 予め登録している(一定の自助活動を行っている)要援護者を対象とする
- それ以上の支援は、自己責任で行うものとし、町内会の任務としない
- その他

10. 要援護者の家族は、必要な移動手段の準備や避難訓練への参加などの一定の自助を行うこと。

<低地に下りること>

11. 住民は、低地に再び下りないよう、家族の避難方法(待合せ場所)を事前に話し合っておくこと、地震後は「津波てんでんこ」で各自がその場で最善の避難を行うこと。

12. 町内会は、低地に下りることを避難場所で抑止すること。

(2) 避難所運営

1) 3.11での避難所運営の教訓

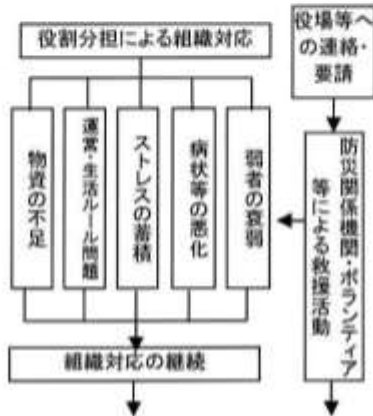
3.11での安渡地区における避難所運営について、アンケート・ヒアリング・検討会での協議結果等をもとに、その教訓と論点を抽出した。

【凡例】ア：アンケート結果、ヒ：ヒアリング結果、検：検討会、他：その他

被災・対応の流れ	避難所運営の教訓と論点
<p>(1) 津波到達後 3 時間程度</p> <p>津波到達後、多くの避難者で混乱する避難所の様子と、それに対する町内会の初動対応をイメージします。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・安渡小学校に 800 人超の避難者で混乱【検】 ・避難生活の場所：[安渡小学校 25%、その他避難所 14%、自宅 15%、親戚宅等 6%、その他 37%]【ア】 ・大徳院には生活機能が備わっていたので避難所として利用できた【検】。 ・本部開設のため、2丁目町内会役員を中心に数人が参集（参集できない役員もいた）【検】 ・町内会が学校長と施設利用方針を協議（耐震性に問題があり決断が遅れる）【ヒ・検】 ・避難者を校庭等に一時待機（テント設置）【ヒ・検】 ・備蓄物資・資器材の不足（米 30kg、発電機等）【検】 ・想定していなかった活動への対応（燃料班など）【検】 ・児童・住民、傷病者・要援護者等の安否確認【ヒ】 ・傷病者の保護・応急処置【ヒ・検】 <p>⇒大勢の避難者をどう受け入れるか？</p>
<p>(2) 3～24 時間程度</p> <p>避難者を受け入れるも、人・モノ・情報・空間が不足する中、様々な問題解決に迫られる状況をイメージします。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の安全確認後、避難者の受入(3/11の17時頃に講堂を開放、講堂に130人収容他)、教室を片づけて徐々に生活面積を拡大【ヒ・検】 ・要援護者を学校長・会長宅で保護【ヒ】 ・保健室、保育所の確保 ・「安渡2丁目町内会自主防災事業部」による運営(～3/12)【ヒ】 ・物資の調達(遠野に買い出し、沢で水くみ等)【ヒ】 ・炊き出し(小おにぎり一人一つずつ配給、要援護者を優先)【ヒ】 ・傷病者等対応(低体温症で死亡、重傷者・妊婦を医大に搬送)【ヒ】 ・避難者情報の収集と避難者への情報提供【検】 <p>⇒施設利用方針、優先業務をどう考えるか？</p>

(3) 24～72 時間程度

避難所の問題状況の深刻化と、それに対する組織的対応(本部会議や班別活動)等をイメージします。

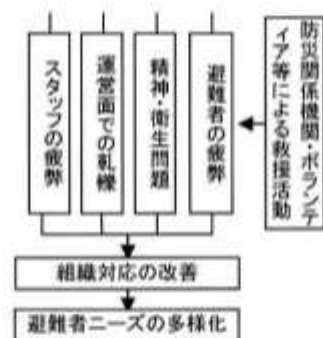


- ・「安渡地区津波対策本部」の体制開始(3/13～、救援物資班、施設管理班、防災警備班、燃料・機械班、給水給食班)【ヒ】
- ・本部会議の開催(第1回:3/15、議題は避難者の状況、行政等との連携、健康相談)【ヒ】
- ・[避難所運営で作業分担した人:47%(生活物資の調達・仕分け・配分、炊き出し等)、分担しなかった人:34%]【ア】。
- ・朝礼での各種情報提供(被害・応急復旧情報、行政情報、行事、注意等)【ヒ】
- ・傷病者等対応(肺炎、インフルエンザ等、救急車で搬送)
- ・必要設備等の製作(ガレキの活用)【ヒ】
- ・自衛隊による救援活動(3/13～、物資、給食、入浴、捜索、瓦礫等)【ヒ】
- ・避難者名簿は2日目に作成(1週間以上後にパソコンで管理)【ヒ】
- ・物資の流れ:自衛隊⇒津波対策本部⇒避難所⇒救援物資班⇒避難者【検】
- ・救援物資は、ある程度集まってから、平等に配分(救援物資班)。*物資の配分がとくに大変【検】
- ・在宅避難者、他の避難所等への対応(物資の配分等)
- ・避難所運営でとくに困ったこと:「生活物資 45%」、「生活環境 41%」、「運営ルール 28%」等【ア】。

⇒組織体制、運営方針・生活ルールをどう考えるか?

(4) 4日～1ヶ月程度

組織対応の改善と、関係者の疲弊、ニーズの多様化等をイメージします。

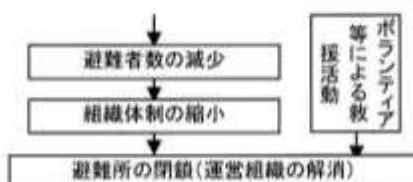


- ・医療・保健・衛生関係の救援等(3/15～、軽度医療、メンタルケア、健康相談、衛生管理等)【ヒ】
- ・ボランティア活動の受け入れ【ヒ】
- ・大槌町避難所代表者会議の開催(第1回:3/20、避難所間の連携等)【ヒ】
- ・ライフラインの救援(発電機、3/22 電話、3/23 水)【ヒ】
- ・救援物資が続々到着(ニーズとのギャップ、アクセス道路の重要性)【ヒ・検】
- ・食品の安全(食生活改善協議会)、食物アレルギー等への配慮(乳幼児、高齢者、女性等)【ヒ】
- ・避難者ニーズ多様化への対応(洗濯、入浴、プライバシー、散髪等)【ヒ】

⇒医療・保健・衛生面の問題、多様な避難者ニーズへの対応は?

(5) ～4・5ヶ月後(7/31)

避難者の減少に伴う避難所の縮小・閉鎖までの状況をイメージします。



- ・避難者の減少 →組織体制の縮小【ヒ】
- ・避難所の閉鎖(7/31)【ヒ】
- ・今後の避難所運営対策としてとくに大事なこと:「生活物資の備蓄 40%、情報収集・伝達手段の配備 33%、医療救護所の整備 23%、等」【ア】。
- ・今後は、在宅避難を前提にした避難所運営対策【検】
- ・避難と避難所運営をセットにした訓練【検】

⇒今後の避難所運営対策としてとくに大事なことは?

2) 避難所運営のルール

3.11での教訓等を踏まえ、避難所運営のルールを以下のとおり定める。

(1) 災害前

<平常時の体制づくり>

1. 災害時に「避難所運営本部」を有効に機能させるため、平常時から、「防災拠点本部」(本部長: 安渡町内会長)を設置し、避難所運営に関する協議や訓練を行うこと。
2. 安渡小学校跡地のコミュニティ施設を地域の避難所とし、古学校及び惣川の集会所を臨時避難所とすること。

(2) 津波到達後3時間程度

<避難所の開設・受入>

3. 避難所の開設判断は、夜間・休日の場合も考慮して、施設管理者だけでなく、町内会が主体的に対応できる仕組みを作ること(開設基準、判断の主体等)。
4. 防災拠点本部、施設管理者、区担当職員が協議して、避難所運営本部を設置すること。避難所運営本部には、本部長の下に、総務・情報班、施設管理班、物資・燃料班、救護・救援班を設置すること(但し、災害後に班の新設・変更はありうる)。
5. 避難者受入のため、建物の被害点検を行い、必要に応じて、被害箇所の応急処置(片付け、養生、立ち入り禁止の張り紙等)を行うこと。
6. 避難してきた避難者等に対して、負傷者・要援護者、避難所運営に協力できる人、待機する人などの目的に応じた集団化(「目的集団化」)を図ること。

<在宅避難者への対応>

7. 住宅被害を免れた住民には出来る限り自宅での生活を継続してもらうこととし、運営本部は在宅避難者に対し、物資や情報等を供給する仕組みを作ること。

<初動期の組織体制>

8. 初動期の組織体制は、4.の役割分担を基本としつつも、役員が参集できない場合や想定外の活動に対して柔軟な対応が求められる。そのため、平常時から、多様な運営シナリオと訓練を繰り返し、災害対応力の向上を図ること。

<初動期の対応>

9. 初動対応での優先業務としては、安否確認、食料確保、傷病者対応、ライフライン確保等が重要であり、それらの事前準備・備蓄を図ること。但し、優先業務が時間によって変化することにも留意すること。
10. 傷病者や要援護者の安否確認や保護、応急処置、生活支援等を優先的に行うこと。
11. 生活物資の不足が最大の問題の一つであったため、平常時からトイレ・水・発電機・燃料・生活物資・資器材等の備蓄や、事業所・住民との協定等を進めること。なお、沢水や受水槽・浄化槽の活用、井戸水へのポンプ設置、手造り工作物など、地区にあるものの活用方法を発掘しておくこと。

(3) 3～24 時間程度

＜施設利用＞

12. 災害時に必要な施設用途として、生活場所、会議室、救護所、物資の保管場所、調理室、炊き出し、仮設トイレ、たき火、ゴミの場所等を想定すること。コミュニティ施設の整備においては、平常時の文化・教養機能等との整合を図りながら、防災機能の充実を図ることを町に要望すること。
13. 物資や情報等の流れを円滑に進めるため、避難所の生活場所毎に「生活班」を設定し、班長を決めること。
14. トイレの設置は組立式や便袋など多様な手段を用いて迅速に行い、トイレの利用・清掃・処分は避難者でルールを決め分担すること。

＜情報収集・伝達＞

15. 運営上必要な避難者情報について、受入後出来るだけ速やかに、名簿の作成を行い、継続的に更新すること(名簿の記入例:氏名、性別、住所、避難所の生活場所区分、公開の可否、入退所日等)。
16. 避難者が必要とする情報について、町役場や関係団体等から速やかに収集し、朝礼や貼り紙などを用いて提供すること(情報例:災害・余震、被害・安否、町の応急対策、物資・ライフライン等の供給、避難所の施設配置、作業当番等)。

(4) 24～72 時間程度

＜避難所の円滑な運営＞

17. 避難所運営本部の円滑な運営のため、本部会議・班別会議の開催等を通じて、運営班長との調整、生活班長や在宅避難者との連携を図ること。
18. 物資等の配分は、要援護者等に優先的に配慮にし、健常者には公平に行うこと。
19. 3.11 では避難所運営や生活をめぐるトラブルは少なかったが、今後の円滑な避難所運営のため、運営ルール、生活ルールを策定すること。また、状況に応じて適宜修正すること。
 - ①運営ルール:人・モノ・情報・空間などの資源調達・配分・管理の方法等の決まり。
 - ②生活ルール:生活時間、生活空間の使い方、生活マナー(ゴミの分別の徹底、身の回りの清掃、飲酒・タバコ等)、プライバシー等の決まり。

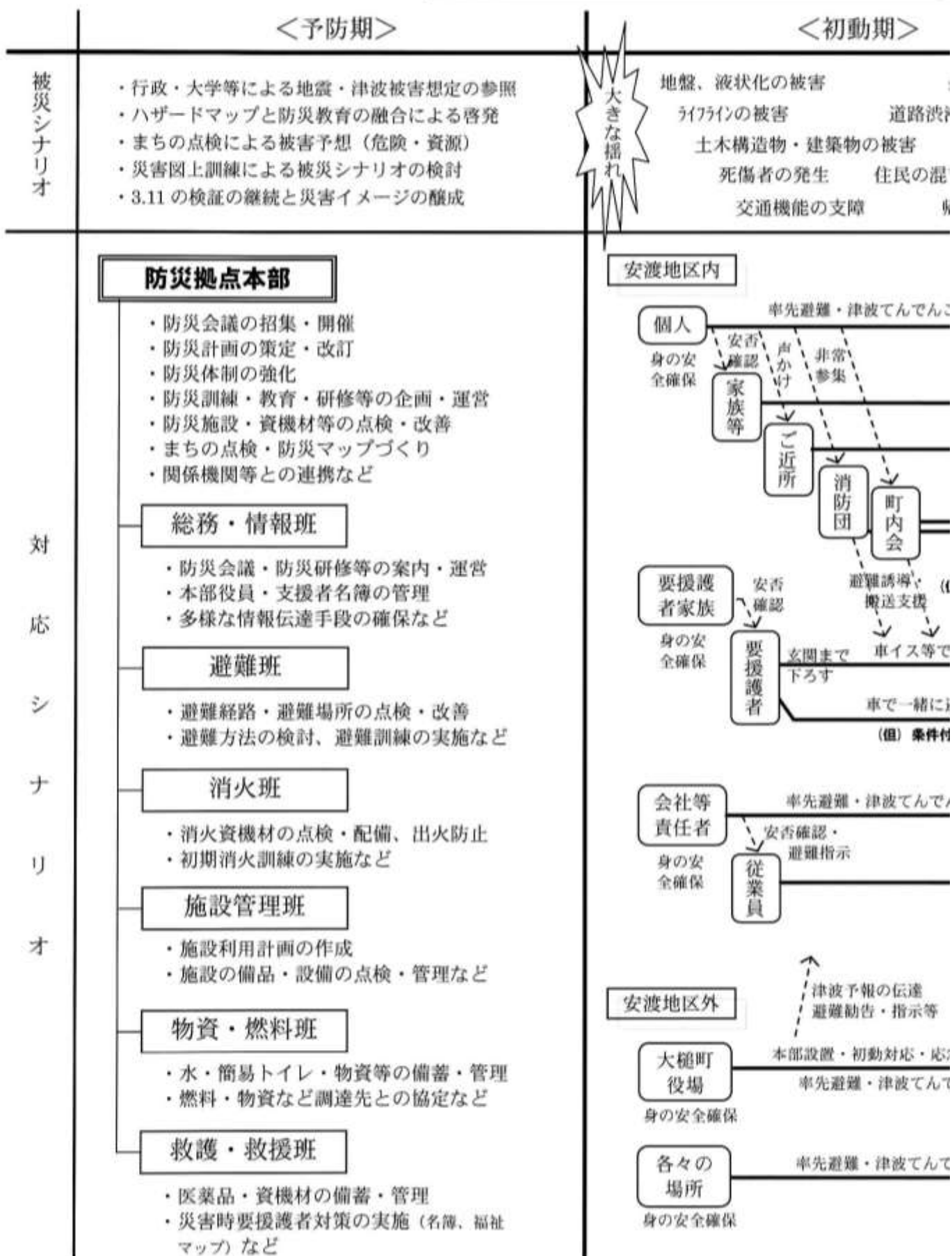
(5) 4日～1ヶ月程度

＜避難者ニーズの多様化と縮小＞

20. 傷病者への応急救護、病院への移送等の医療救護体制を構築するため、事前に町と協働で検討しておくこと。
21. 避難生活の継続に伴い、感染症予防、健康相談、心理カウンセリング等、保健・衛生面での対応が求められることから、事前に町と協働で検討しておくこと。
22. 時間とともに、避難者の生活ニーズが多様化することから、温かい食事、寒さ、暑さ、風呂、洗濯など、継続的にニーズ把握と対応の準備を行うこと。
23. 避難者の減少に合わせて、避難所運営の体制等を徐々に縮小・合理化するなど、施設利用の平常化に向けた対応についても、事前に検討しておくこと。

■ 2 安渡町内会の防災組織図 ■■■

＜初動期＞は、率先避難と声かけをしながら「てんでんこ」で間の調達・配分・管理等を一致協力して行う。＜予防期＞は、



こ」で高台に避難する。〈避難生活期〉では、避難所運営本部を設置し、避難所運営のための人・モノ・情報・空間は、防災拠点本部を設置し、避難行動、避難所運営等に関わる自助の啓発、共助の計画・訓練等の備えを行う。



■ 3 今後の予防対策 ■■■

(1) 基本的な考え方

◎3.11の教訓・ルール(「安渡地区津波防災計画」)にもとづく地域防災力の向上

「東日本大震災の教訓を次世代に継承する」ため、3.11の教訓・ルールをいかに予防対策に盛り込み、地区住民に啓発・継承し、実行性を高めていけるかが永遠の課題である。そのため、その啓発・継承の仕組みを絶えず検討すると同時に、安渡地区における防災教育や防災訓練等の予防対策を工夫・継続し、地域防災力の向上を図る。→具体的には、1) 地域や学校での防災教育の活性化、2) 想像力・実行力を高める防災訓練の絶えざる工夫、3) 今後益々の高齢社会に向けた災害時要援護者支援対策の検討、4) 「大槌町地域防災計画」への反映等を行う。

(2) 今後の主な検討事項

1) 地域や学校での防災教育の活性化

- 3.11や過去の様々な記録にもとづく「安渡アーカイブ化プロジェクト」(仮)の推進
- 語り部・現地ガイド等による災害経験の伝承
- 地域の歴史や文化、地域・地形等の学習
- 「地区防災計画」の普及啓発・講義

2) 想像力・実行力を高める防災訓練の絶えざる工夫

- 「地区防災計画」(避難行動・避難所運営のルール等)の検証を狙いとする各種防災訓練、避難～本部の開設・運営・情報伝達等を目的とする総合防災訓練の企画・運営
- 大槌町、消防署、消防団、警察署、学校、産業・福祉事業者、隣接町内会等との連携

3) 今後益々の高齢社会に向けた災害時要援護者支援対策の検討

- 「要援護者支援に関わるルール」にもとづく、要援護者・支援者の名簿登録、福祉マップづくりのあり方、共助による個別支援内容の具体化等を検討する。
- 要援護者支援避難誘導訓練:「要援護者支援に関わるルール」の検証を狙いとする各種防災訓練の企画・運営

4) 「大槌町地域防災計画」への反映、その他

- 「地区防災計画」を「大槌町地域防災計画」に反映するため、大槌町との懇談会を開催する。
- 脆弱性の可視化(標高や海岸線からの距離等)、ハザードマップの開示方法など、必要に応じて適宜検討する。

⑳ 避難計画

町は、本編第5節（避難対策計画）に基づき、避難場所及び避難経路等をまとめた津波避難計画を策定する。

【計画に盛り込まれる資料のイメージ】

